

第3次
京田辺市人権教育・啓発推進計画
(案)

2026年（令和8年）3月（策定予定）
京都府京田辺市
(京田辺市人権教育・啓発推進本部)

目 次

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の動向	4
4 京田辺市の人権教育・啓発に係る取組状況	5
第2章 計画の基本理念	9
1 計画策定の趣旨	9
2 計画の目標	11
3 人権教育・啓発推進の視点	12
4 計画の全体構成	13
5 計画の性格と期間	14
(1) 計画の性格	14
(2) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について	15
(3) 計画の期間	15
第3章 人権問題の現状等（分野別施策の推進）	16
1 部落差別（同和問題）	18
2 女性の人権問題	24
3 こどもの人権問題	30
4 高齢者の人権問題	35
5 障がいのある人の人権問題	40
6 外国人の人権問題	46
7 エイズ・HIV感染症・新たな感染症・ハンセン病・難病患者等の人権問題	51
8 犯罪被害者等の人権問題	55
9 L G B T等の性的少数者の人権問題	59
10 インターネット上での人権問題	64
11 様々な人権問題	68
(1) アイヌの人々等	68
(2) 刑を終えて出所した人	69
(3) 北朝鮮当局における拉致問題等	69
(4) ホームレス	70
(5) 婚外子（非嫡出子）	70
12 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題	72
(1) 個人情報の保護	72
(2) 安心して働く職場環境の推進	74

(3) 自殺対策の推進.....	77
(4) 災害時の配慮.....	78
第4章 人権教育・啓発の推進.....	80
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進.....	82
(1) 就学前施設	82
(2) 学校.....	83
(3) 地域社会.....	85
(4) 家庭.....	87
(5) 企業・職場	88
2 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進.....	90
(1) 教職員・社会教育関係者.....	90
(2) 保健福祉関係者	92
(3) 消防職員.....	92
(4) 市職員	93
3 指導者の育成.....	94
4 人権教育・啓発資料等の整備.....	94
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	95
6 調査・研究成果の活用	95
7 相談機関相互の連携・充実.....	96
第5章 計画の推進.....	97
1 推進体制.....	97
2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働	97
3 計画に基づく施策の点検	97
■参考資料■.....	98
1 世界人権宣言	98
2 日本国憲法（抜粋）	104
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	107
4 京都府人権尊重の共生社会づくり条例	110
5 計画の推進体制.....	113
(1) 京田辺市人権教育・啓発推進本部設置要綱.....	113
(2) 京田辺市人権教育・啓発推進本部の組織図.....	115
■用語解説■.....	116

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）は、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言¹」を採択して以来、人権尊重の普遍的価値を掲げ、各種人権条約の採択や関連機関の設置を通じて、国際社会における人権保障の枠組みを発展させてきました。「国際人権規約²」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）³」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）⁴」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）⁵」「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）⁶」などが順次採択され、人権の保障は多面的・包括的な広がりを見せています。

人権教育のための世界計画

とりわけ、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）にかけて推進された「人権教育のための国連10年⁷」を契機に、人権意識の涵養と制度的整備が世界的に加速しました。この取組は、2005年（平成17年）以降「人権教育のための世界計画⁸」へと継承され、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育や教員等に焦点を当てた第2フェーズ（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））、ジャーナリスト等に焦点を当てた第3フェーズ（2015年（平成27年）～2019年（令和元年））、そして、若者を重点対象とする第4フェーズ（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））と、5年ごとのフェーズを通じて人権教育の深化と定着を図っています。現在は、子どもと若者に対し、持続可能な開発、平和、人権意識の醸成を教育・社会環境の両面から促進することに焦点を当てた第5フェーズ（2025年（令和7年）～2029年（令和11年））が展開されています。

また、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）⁹」との連携も重視されており、とりわけ目標4及び目標16との関係において、人権教育・平和構築・非暴力文化の普及が重要視されています。人権は開発や環境、平和といった幅広い分野と結びつけられ、「持続可能な社会づくり」の核心的要素と位置付けられています。

ビジネスと人権

一方で、近年顕著となっているのが、企業活動と人権の関係に関する国際的要請の高まりです。2011年（平成23年）に国連人権理事会が全会一致で支持した「ビジネスと人権に関する指導原則¹⁰」では、①国家による人権保護の義務、

②企業による人権尊重の責任、③救済へのアクセスの保障という三本柱が提示されました。この指導原則は、企業の規模、業種、所在地、所有形態にかかわらずすべての企業に適用される普遍的原則とされ、多国籍企業をはじめとするグローバルビジネスの実践に深く関与しています。また、2011年（平成23年）のOECDによる「多国籍企業行動指針¹¹」の改訂や2017年（平成29年）のILOによる「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言¹²」改訂版にも企業の人権尊重責任が反映されるなど、国際的な標準として広がりを見せてています。

近年は、企業が人権デュー・ディリジェンスを通じて自らの事業活動や取引先における人権侵害リスクを特定・評価・防止・軽減し、苦情処理メカニズムを構築することが国際標準として求められています。こうした枠組みは、企業の規模や業種を問わず、すべての主体において人権尊重が経営の基本として根付くことを目的としています。

「複合差別」の問題

さらに、国際人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が重複し、複合的あるいは加重的な差別を受ける「複合差別」の問題が指摘されています。たとえば、「外国籍で女性」「障がいがあるLGBT等の性的少数者」など、個人に複数の属性が重複することにより、差別や排除の深刻さが増し、適切な救済にたどり着けない事態も懸念されています。こうした視点を踏まえた人権教育・啓発が求められており、多様性の理解と包摂を軸とした社会環境の整備が、国内外で共通の課題となっています。

2 国内の動向

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が進められてきました。これは国内法に加え、我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われています。特に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）¹³」は、人権尊重の理念普及や人権侵害の現状などを踏まえ、国、地方公共団体、国民の責務を定めています。同法に基づき、国は基本計画を策定し、地方公共団体も地域の実情を踏まえた施策を策定・実施する責務を負っています。2025年（令和7年）6月には、「人権教育・啓発に関する基本計画¹⁴（第二次）」（以下「第二次基本計画」という。）が策定されました。

人権意識の変化

近年、国内の人権意識には変化が見られます。内閣府が実施する「人権擁護に

に関する世論調査」によると、基本的人権が憲法で保障されていると知っていると回答した割合は、2003年（平成15年）に公表された調査結果では回答者全体で80.0%となっていましたが、2022年（令和4年）に公表された世論調査では85.6%まで増加しており、基本的人権に関する認知度は向上しているということができます。一方で、人権侵害が増えていると感じる国民の割合も、上記調査で36.2%から38.9%と増加していることが示されており、これは人権意識の高まりにより、従前から存在した人権課題が顕在化したことが原因の一つと考えられています。

社会経済情勢の変化に伴い、人権課題は複雑化・多様化し、新たな課題も顕在化しています。特に全般的な動向に影響を与えていた要因として、国の第二次基本計画では、情報化の進展とインターネット上の人権侵害、そして国際化の進展と外国人住民の増加が挙げられています。

情報化の進展とインターネット上の人権侵害

SNS¹⁵やスマートフォンの普及により、誰もが瞬時に情報を発信できる社会となりました。これに伴い、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害などの人権侵害が深刻化しています。政府は、2025年（令和7年）に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）¹⁶」を施行し、発信者情報の開示手続の簡素化やプラットフォーム事業者への対応強化を図りました。相談体制や啓発活動も拡充されていますが、被害件数は依然高止まりのままであります。加害行為は、匿名性や正義感、広告収入目的など多様な動機で行われており、全世代を対象にした「責任ある情報発信」に関する教育・啓発が重要です。事業者による人工知能（AI）¹⁷等を活用した自主的な投稿削除の取組も進んでおり、今後もその推進が求められています。

国際化の進展と外国人の人権

社会の国際化も進展しており、2025年（令和7年）6月末時点で、我が国の在留外国人数は395万6,619人に達し、過去最高を記録しました。政府は2022年（令和4年）に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ¹⁸」を策定し、「外国人を含め、すべての人が尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らせる社会」の実現を目指しています。国際化は都市部に限らず全国で進展しており、文化的背景の違いや無理解に起因する偏見・差別が依然として存在しています。そのため、多様性の尊重や共生の意義について理解を深めることが求められています。

少子高齢化の進行

平均寿命の大幅な延伸や少子化等を背景として、65歳以上の割合が人口の

21%を超える超高齢社会を迎えており、「人生100年時代¹⁹」といわれる現代において、超高齢社会への対応は喫緊の課題となっています。身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守るという側面の取組は継続していくことが必要ですが、加えて、年齢にかかわりなく希望に応じて働くことができる環境の整備、社会参加や生きがいづくりの促進など、高齢者が年齢にかかわらずいきいきとした人生を送ることができるよう支援することが重要となっています。

我が国固有の人権問題

新たな課題が顕在化する一方、部落差別（同和問題）のような我が国固有の重大な人権問題も、依然としてその解消が重要な課題です。歴史的な経緯から生じたこの問題は、「同和対策事業特別措置法（同対法）²⁰」に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方で、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化しています。これに対応するため、2016年（平成28年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）²¹」が施行され、差別のない社会の実現に向け、教育・啓発、相談体制の充実、インターネット上のモニタリングや削除要請等の対策が推進されています。身元調査による個人情報侵害も引き続き課題であり、本人通知制度の周知などが図られています。

3 京都府の動向

京都府においては、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画²²」が策定され、人権教育・啓発のための様々な取組が展開されてきました。また、2005年（平成17年）1月には、「人権教育・啓発推進法」に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画²³」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

諸機関との連携

世界人権宣言採択から75周年にあたる2023年（令和5年）12月9日には、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指す決意を新たにするため、京都府知事・京都市長・京都地方法務局長・世界人権問題研究センター理事長の4者による「世界人権宣言75周年京都アピール²⁴」が発表されるなど、国や研究機関などの諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

京都府人権教育・啓発推進計画の策定

2016年（平成28年）1月には、これまでの成果や課題を踏まえ、多様化・

複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されました。

2021年（令和3年）3月には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、組織や個人への誹謗中傷、インターネット上で心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化する中、感染者や医療従事者等に対する差別に対応するため、また、計画策定以降の法令の変更等を踏まえ、計画の見直しが行われました。

2026年（令和8年）3月、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」は、後述の「京都府人権尊重の共生社会づくり条例²⁵」の施行を受け、新たに「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画²⁶」として策定されました（予定）。この計画では、「人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的な文化を京都府において構築」するという、「共生」の考えが目標において強調されています。また、横断的な課題として「インターネット社会における人権の尊重」、個別の課題として「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」が位置付けられるなど、今日の社会情勢に応じた更新が行われています。

京都府人権尊重の共生社会づくり条例の施行

2025年（令和7年）4月には、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、すべての府民が、地域等の社会において「守られている」「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりに資するため、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が施行されました。

4 京田辺市の人権教育・啓発に係る取組状況

京田辺市のこれまでの取組

京田辺市においては、2001年（平成13年）7月に、基本的指針として「人権教育のための国連10年京田辺市行動計画²⁷」（以下「京田辺市行動計画」という。）を策定しました。また、2006年（平成18年）に京田辺市行動計画を継承・発展させた「京田辺市人権教育・啓発推進計画」を、2016年（平成28年）に「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」を、2021年（令和3年）3月に「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定し、人権教育・啓発推進に係る基本指針として、部落差別（同和問題）など様々な人権問題について、総合的かつ計画的に施策を進めてきました。また、教職員・社会

教育関係者、保健福祉関係者等を「人権に関する職業従事者」と位置付け、研修等を計画的に実施してきました。

一方、2008年（平成20年）4月には、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城地域の市町村と民間団体、企業により、「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）²⁸」が設立され、関係部局などが緊密な連携を図りながら、広域的な人権啓発ネットワークを構築してきました。

その後、2016年（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）²⁹」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）³⁰」、「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行され、また、近年ではいわゆるLGBT等の性的少数者の人権問題が社会的にクローズアップされる中、これら個別の人権問題への取組を強化しました。

また、新型コロナウィルス感染症に関する、感染者や医療従事者等に対する人権問題が全国的に見受けられたことから、感染者や医療従事者等に対する差別や偏見等をなくす取組を進めてきました。

市民意識調査の結果

京田辺市では、2024年度（令和6年度）に「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」が目標年度を迎えることから、新たな時代の要請に対応する新しい人権教育・啓発推進計画を策定するための基礎資料とすべく、2025年（令和7年）1月に、市民意識調査を実施いたしました。

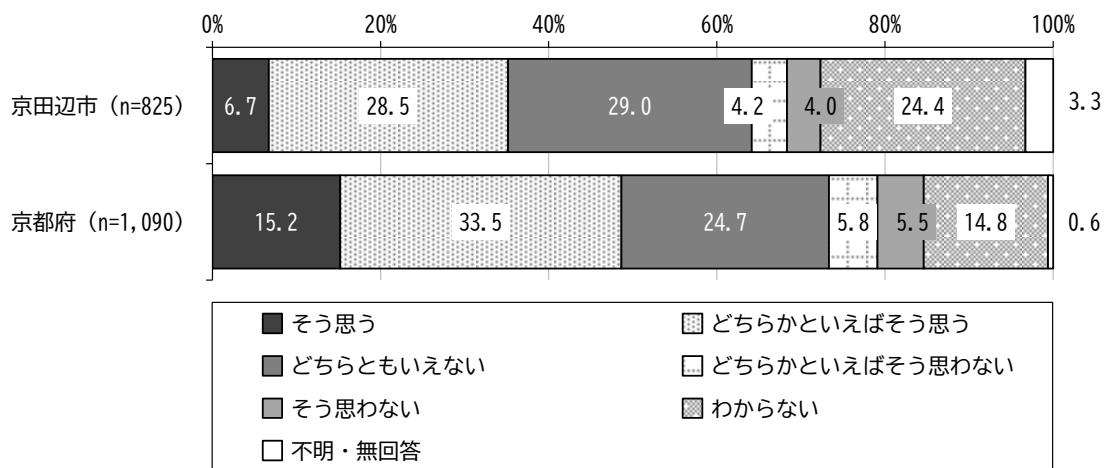
本調査においては、全体の35.2%が京田辺市民一人ひとりの人権意識は「高くなっていると思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答しているほか、人権が尊重された豊かな社会になっているかという質問についても、全体の33.4%が肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）をしています。

なお、同時期に京都府が実施した調査結果と比較すると、人権意識が高くなっているかという質問の肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、35.2%）において、京都府の48.7%を下回る状況となっています。一方で、人権が尊重された豊かな社会になっているかという質問に対する否定的な回答（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）において、京都府の16.8%に対して本市は9.1%で、比較的低い値となっています。市民一人ひとりの人権意識を高めていくという点では課題も残りますが、京都府内でも比較的人権が尊重された豊かなまちとして、これまでの取組が一定の成果を結んでいることがうかがえます。

一方で、過去5年間で人権侵害の経験があるかという質問では、全体の12.

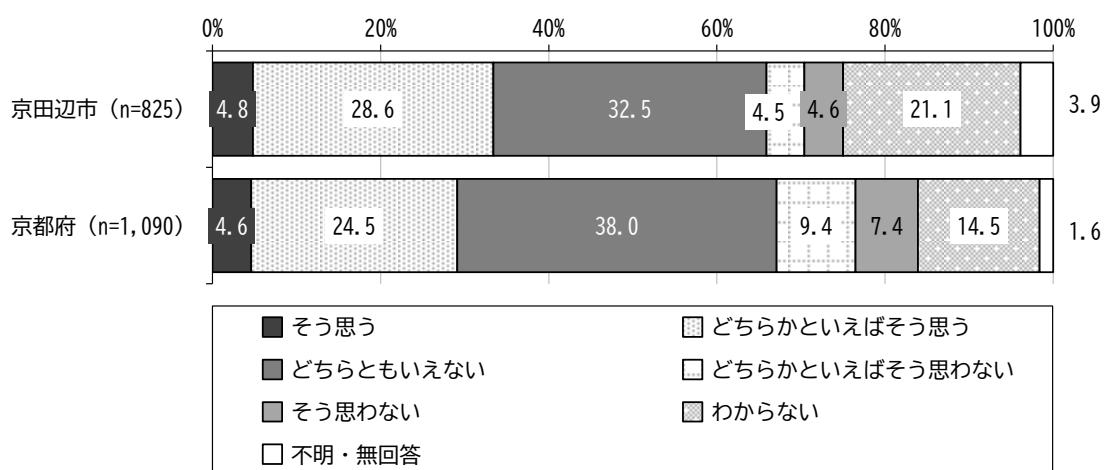
8%があると回答していることから、現在も地域の中で人権問題が発生しているのだという認識のもと、引き続き人権教育・啓発を推進していく必要があります。

図表1 | 市民（府民）一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっていると思いますか



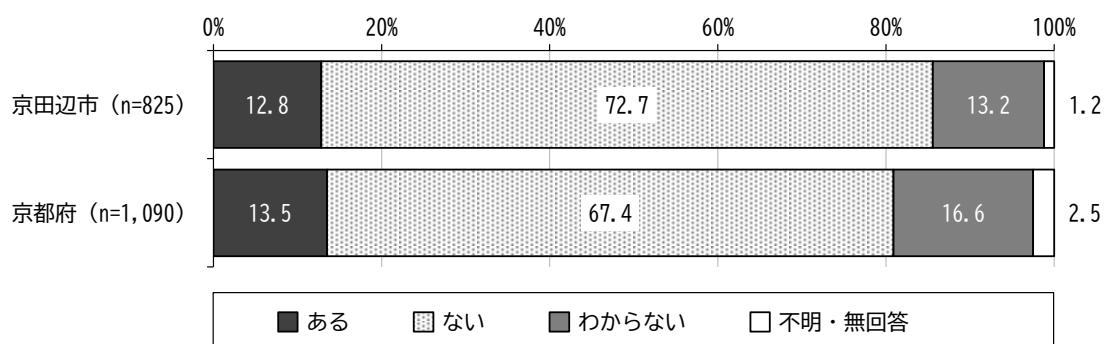
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）
京都府の数値は、「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」から（2024年（令和6年）11月実施）

図表2 | 京田辺市（京都府）は、人権が尊重された豊かな社会になっていると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）
京都府の数値は、「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」から（2024年（令和6年）11月実施）

図表3 | あなたは、過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

第2章 計画の基本理念

1 計画策定の趣旨

人権とは、すべての人が生まれながらに持ち、誰からも侵されることのない基本的な権利であり、人間の尊厳に基づく普遍的な価値として位置付けられています。日本国憲法では、基本的人権の尊重が国の基本原理として明記されており、「人権教育・啓発推進法」等に基づき、国や地方自治体が責務を分担しながら、人権の尊重に関する施策が推進されてきました。

京田辺市では、第4次京田辺市総合計画の基本方向の一つである「安全で心安らぐ優しいまち」の実現に向け、人権教育・啓発の推進と人権擁護体制の整備を進めてまいりました。特に、「京田辺市人権教育・啓発推進計画」においては、市民一人ひとりが生命の尊さや多様な価値観の尊重、他者との共生といった人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう積極的に推進してきました。

こうした取組の積み重ねにより、市民の人権意識は着実に高まりを見せておりますが、依然として、部落差別（同和問題）をはじめ、外国人への偏見や差別、配偶者やパートナーからの暴力、子どもや高齢者、障がいのある方への虐待、LGBT等の性的少数者への偏見など、多くの人権課題が残されています。

さらに、近年、社会経済情勢は大きく変化しており、少子高齢化、情報化、国際化、経済格差の拡大化といった構造的課題が進行する中で、人権問題は一層多様化・複雑化しています。特に、インターネットやSNSの普及による誹謗中傷や差別的表現など、インターネット上の人権侵害が深刻化しており、新たな対策の必要性が高まっています。また、コロナ禍においては、感染者や医療従事者に対する差別的対応や誤情報の拡散も社会問題となりました。

国においては、「人権教育・啓発推進法」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が示されるなど、社会情勢を反映した人権施策の強化が図られています。さらに、いわゆる人権三法をはじめ、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）³¹」、「子ども基本法³²」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）³³」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）³⁴」に加え、インターネット上での人権侵害に対応するための「情報流通プラットフォーム対処法」など、新たな人権課題に対応する法制度の整備も進んでいます。

こうした状況を踏まえ、本市においても、これまで「第2次京田辺市人権・啓発推進計画」のもとで培ってきた人権施策を継承しつつ、成果と課題を整理し、

変化する社会に対応した取組を発展させる必要があります。

そのため、本市では、すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合いながら、共に生きていく平和で豊かな社会の構築を目指して、引き続き人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくために、新しい社会動向を踏まえた「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」を策定することとしました。

2 計画の目標

「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を、京田辺市において構築すること

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様にほかの人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。

一人ひとりが能力を發揮し、幸福を追求できること

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人とのつながり支え合うことが必要です。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京田辺市における同和教育や啓発活動、並びに「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす 人権教育・啓発

一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組や、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

生涯学習としての人権教育・啓発

市民がそれぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

自分のこととして考える人権教育・啓発

人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

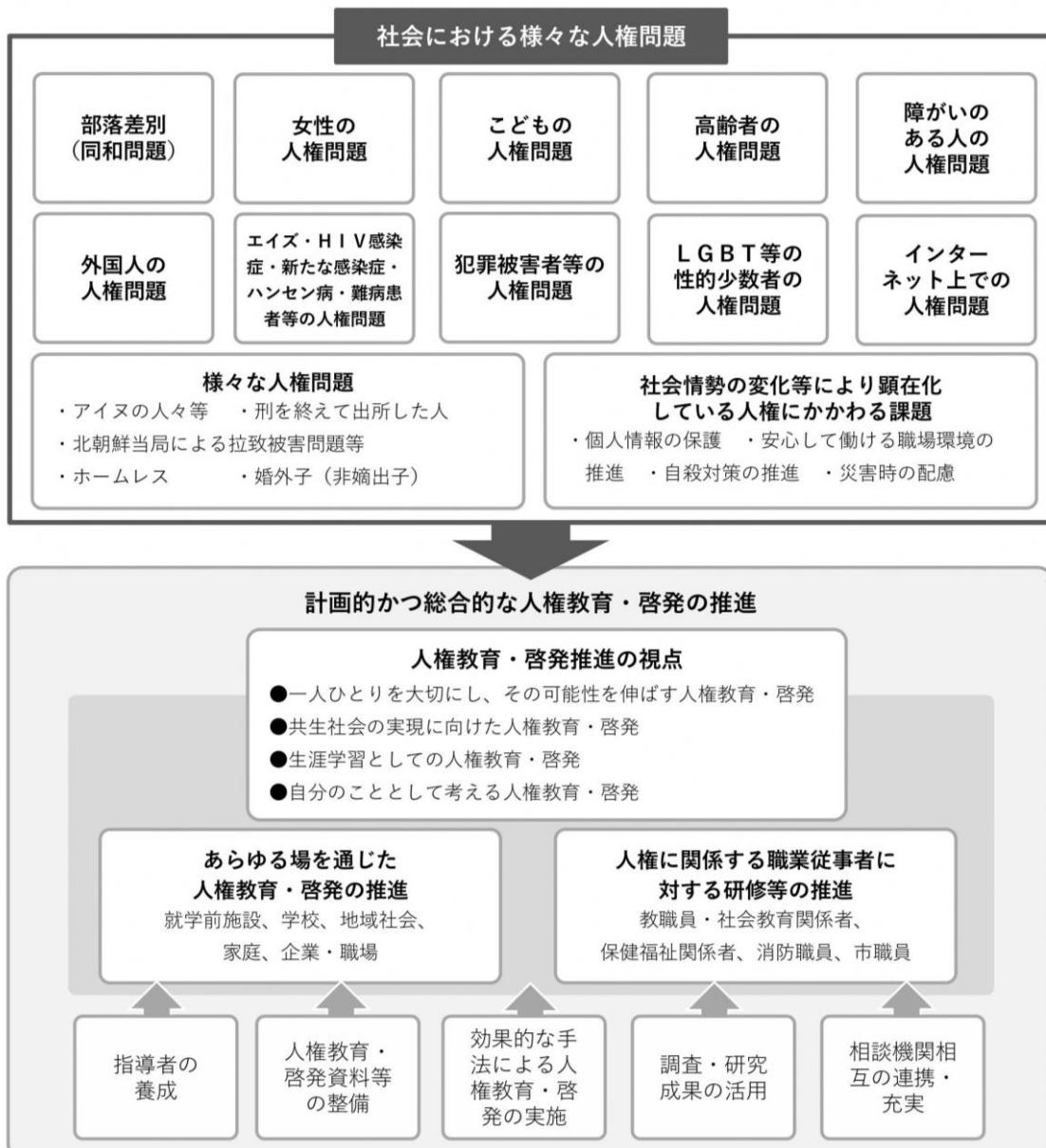
また、これまでぐくまれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

4 計画の全体構成

「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を、京田辺市において構築すること

目標の実現に向けた基本的な考え方

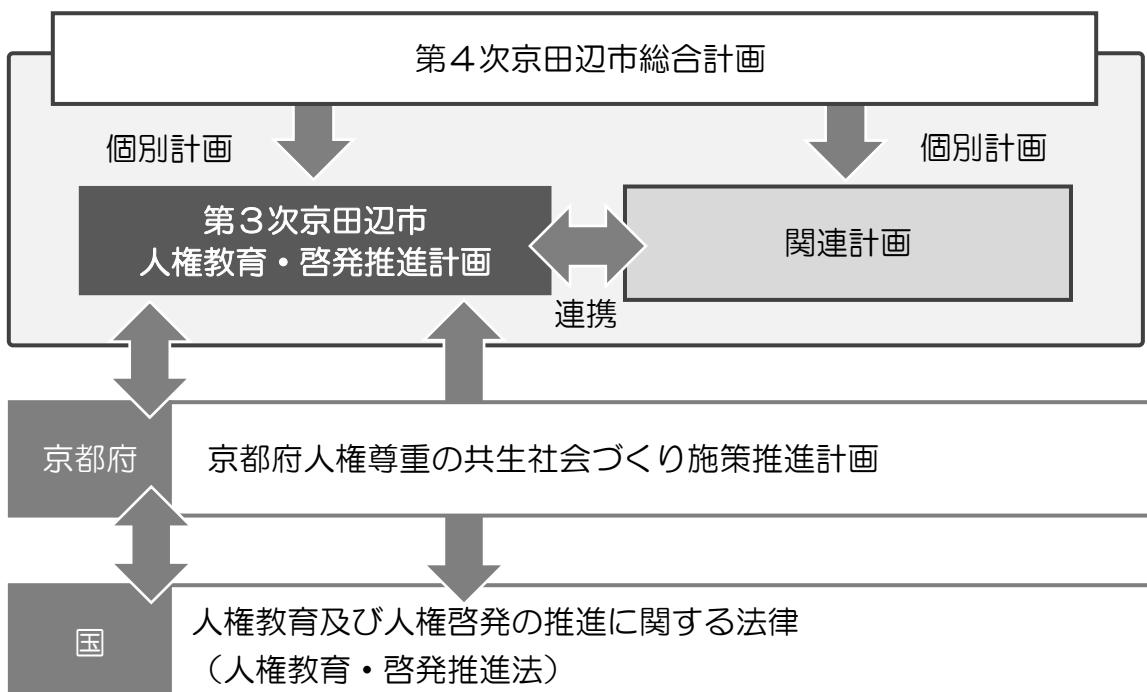
- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと



5 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京田辺市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すとともに、京田辺市における最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」をはじめ、京都府が策定する「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」の内容を踏まえた計画とします。



(2) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画においては、人権教育の定義について「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神が自然と身に付くことを目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とします。なお、本計画期間中において、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、社会情勢の変化等により、必要に応じ計画の見直しを行うなど弹力的な対応を図ります。

第3章 人権問題の現状等（分野別施策の推進）

人権とは、「人間の尊厳」に基づく、すべての人が等しく有する固有の権利であり、個人の生存と自由、幸福の実現に欠かすことができないものです。日本国憲法をはじめとする国内外の法制度は、基本的人権の保障をその核心に据え、国民の権利として明確に位置付けています。しかし、現実的には、差別や偏見、いじめ、虐待、プライバシー侵害など、多様な形で人権問題が存在しています。

近年では、社会経済の急激な変化に加え、国際化や情報化、少子高齢化といった要因が人権問題の複雑化・重層化を招き、新たな人権課題の顕在化にもつながっています。特にインターネットの普及は、利便性の向上とともに、誹謗中傷や差別的言動により深刻な人権侵害を助長し、デマやフェイクなどの誤った情報による社会の分断や人間関係の断絶を生み出すリスクを高めています。

このような状況に対応するには、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会的に弱い立場に置かれた当事者が、差別・排除の対象とされることなく社会参加していくという視点と、当事者が自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要です。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題の実態や原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生し、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らせる仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン³⁵（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

さらに、近年では感染症に対する差別や誹謗中傷、外国人へのヘイトスピーチ³⁶など、社会的に弱い立場に置かれやすい人々への攻撃的言動が問題となっています。市民に対しては、正確な情報に基づく冷静な行動を促し、他者の背景や事情を理解する姿勢をはぐくむ必要があります。

なお、本章では、以前から取組を推進している課題に加え、「様々な人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。市民一人ひとりが豊かな人権意識を持ち、他者の人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向け、人権教育・啓発はその基盤を形成する不可欠な取組であり、継続的かつ総合的な推進が強く求められます。

「分野別施策の推進」の体系図



1 部落差別（同和問題）

【これまでの取組】

1965年(昭和40年)に国の諮問機関が提出した「同和対策審議会答申³⁷」は、部落差別（同和問題）は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めていました。

京田辺市では、この答申の精神を踏まえ、1969年(昭和44年)の「同対法」の施行以来、国や京都府とも連携しながら、33年間にわたって3つの特別法による対策事業を実施してきました。

同和教育についても、戦後間もない時期に始まり、1952年(昭和27年)には「同和教育基本方針（試案）」が、1963年(昭和38年)には「同和教育の基本方針」が、それぞれ京都府教育委員会において策定され、それを基本に部落差別（同和問題）の解決を目指す教育を推進してきました。

こうした部落差別（同和問題）にかかわる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了し、様々な面で存在していた格差が大きく改善されるなど、「同対法」による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年(平成14年)3月末日をもって終了し、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

その後、2016年(平成28年)12月に、「部落差別解消推進法」が施行され、部落差別（同和問題）の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として明記されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施、国民の理解増進を図るよう努めるものと規定され、同法第6条に基づき国において一般国民に対する部落差別（同和問題）の実態に関する調査が行われました。これに基づき、2018年(平成30年)から2019年(令和元年)にかけて部落差別（同和問題）の実態調査が実施され、差別が依然として社会に存在している実態が明らかになりました。

また、近年では、情報化の進展により、インターネット上における差別的書き込みが増加し、部落差別（同和問題）も新たな形で顕在化しています。本市では、インターネットによる差別情報の摘示など、差別事象が発生した場合は、法務局や京都府と連携しプロバイダ等への削除要請を行っているところです。

【現状と課題】

被差別部落（旧同和地区）出身者に対する差別意識や偏見については、多様な意識レベルが存在しているものの、全体としては解消に向けて一定の前進が見られます。市民意識調査においても、被差別部落（旧同和地区）出身者の人権が「尊重されている」（「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計）との回答が約4割を占め、京田辺市の人権教育・啓発の成果として、一定の理解の進展がうかがえます。

一方で、結婚の場面において「差別がある」（「明らかにある」と「どちらかといえばある」の合計）と感じている市民が約4割、被差別部落（旧同和地区）にある物件の購入などに対して「避けると思う」（「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」の合計）と感じている市民も約4割にのぼるなど、日常生活の中でなお差別的意識が根強く残っている実態も明らかとなっています。年齢別では、20歳代以下の若年層においては「避けると思う」（「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」の合計）との回答が相対的に低く、これは学校教育における人権学習の成果や、否定的な認識の継承が抑制された結果である可能性が示唆されます。

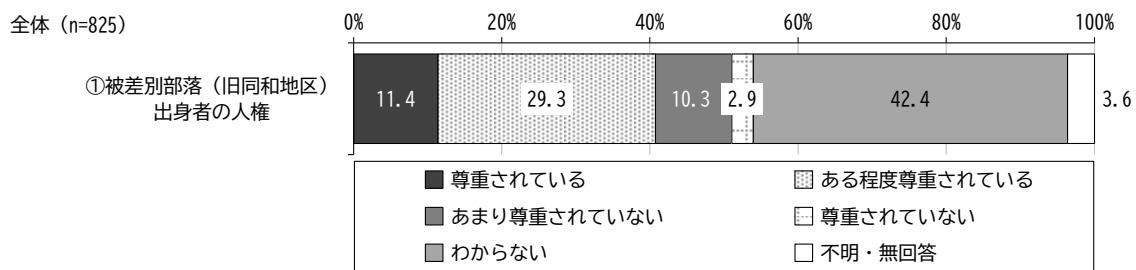
しかしながら、若年層がインターネットを通じて部落差別に触れる機会が多いことにも留意する必要があります。特にインターネット上では悪質な差別的情報の流布や偏見を助長する書き込みが後を絶たず、潜在的な差別意識と連動して顕在化する可能性が懸念されます。

就労面においては、経済社会活動が正常化に向かう中で、求人が底堅く推移し、改善の動きが見られますが、被差別部落（旧同和地区）出身者の就労機会の確保も引き続き重要な課題です。

教育の分野では、教育の機会均等を実質的に保障し、豊かな人権意識をはぐくむ観点から、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導が求められています。特に、家庭や地域における世代間の対話を通じ、無意識の偏見を見直す文化を醸成し、差別を再生産しない社会を築いていくことが求められます。

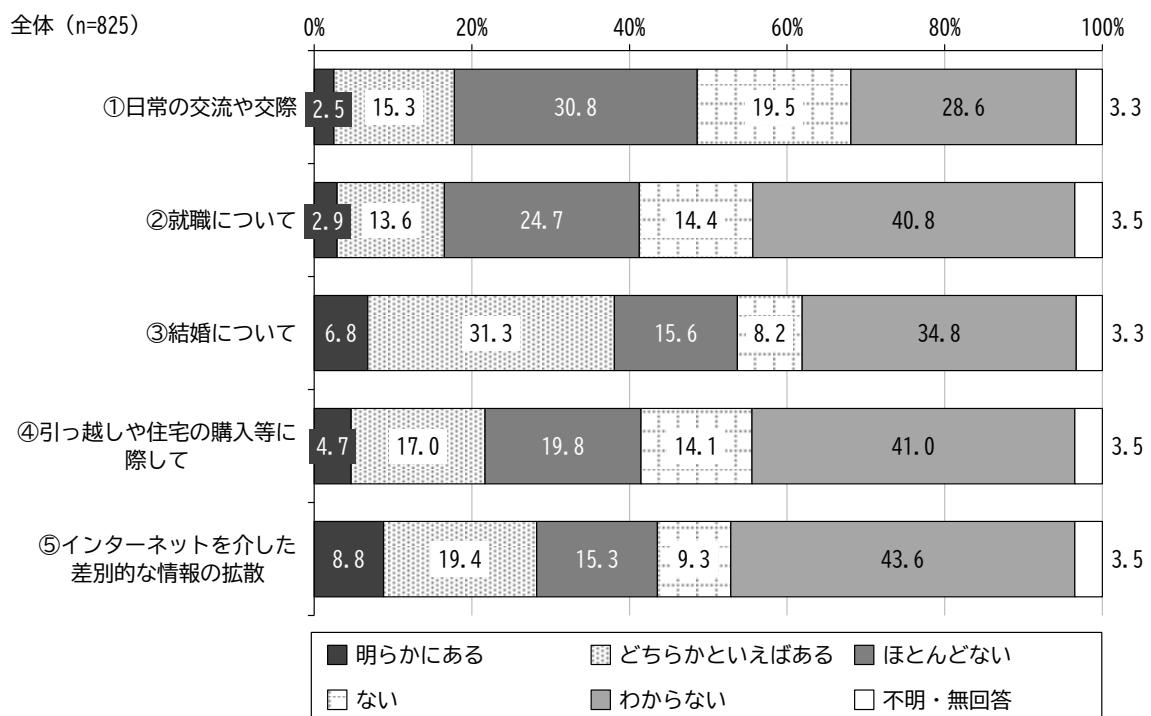
今後も、差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発、被差別部落（旧同和地区）内外の交流を促進する取組を継続・強化するとともに、情報リテラシー教育の充実や相談支援体制の整備、多層的な啓発活動を通じて、共生社会の実現に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

図表4 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



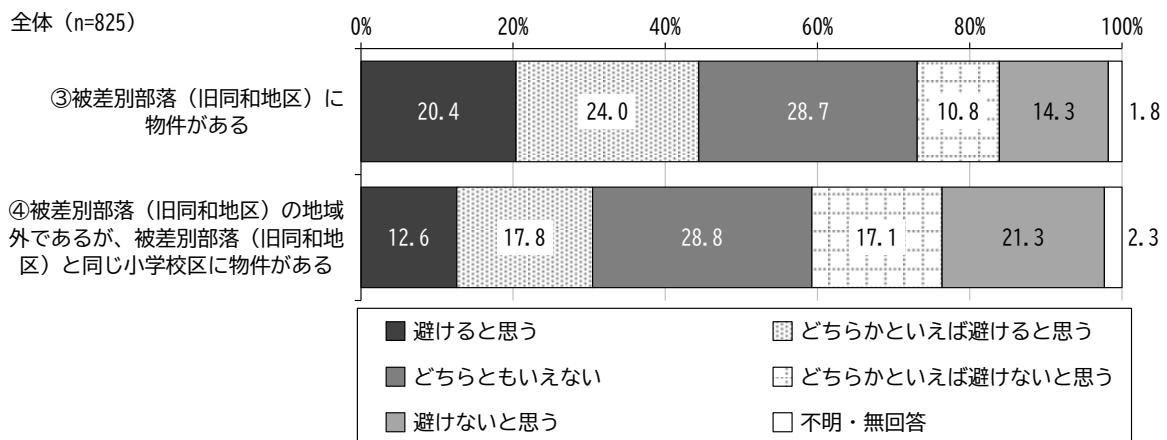
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表5 | あなたは、次のことについて、現在、部落差別（同和問題）があると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表6 | 家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっていても、次のような条件の物件の場合、あなたはどうすると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表7 | 家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっていても、次のような条件の物件の場合、あなたはどうすると思いますか（年齢別）

年齢 10歳階級	n	③被差別部落（旧同和地区）に物件がある	④被差別部落（旧同和地区）の地域外であるが、被差別部落（旧同和地区）と同じ小学校区に物件がある	
			%	%
全体	825	44.4	30.4	
18・19歳	15	33.3	13.4	
20～29歳	74	43.3	36.5	
30～39歳	132	53.0	39.4	
40～49歳	137	43.8	28.4	
50～59歳	181	42.5	28.7	
60～69歳	138	44.9	25.3	
70歳以上	137	40.2	29.2	

※『避けると思う（「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」の合計）』のみ掲載

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進

- 部落差別（同和問題）の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。
- 部落差別（同和問題）の解決に向けては、差別的言動や不当な取扱いが依然として見られる中、近年深刻化するインターネット上の差別的情報への対応が重要です。そのため、責任ある情報利用を学ぶ情報リテラシー教育を充実させるとともに、モニタリングなどを通じて差別情報へ迅速に対応し、必要に応じてプロバイダ等へ削除要請を行います。また、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした啓発活動を一層強化し、差別のない共生社会の実現に取り組みます。

②現行制度の的確な運用と関連施設の活用による取組の推進

- 今後も、部落差別（同和問題）の解決に向けた取組については、1996年（平成8年）の国の地域改善対策協議会³⁸の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指し、就労・教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果・手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。
- 「部落差別解消推進法」第1条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、国や京都府との適切な役割分担のもと、必要な教育及び啓発、相談体制の充実に努めるとともに、部落差別（同和問題）解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた施設を、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要であり、京都府とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業などを通じて地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施

するなど課題解決に向けた取組を推進します。

2 女性の人権問題

【これまでの取組】

女性の人権に関する課題は、長年にわたる国際的・国内的な取組を通じて社会的関心が高まり、制度整備も進展してきました。1975年（昭和50年）の国際婦人年³⁹を契機に、1977年（昭和52年）の「国内行動計画」の策定、1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」の批准、1986年（昭和61年）の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）⁴⁰」の施行などを通じて、法制度面での基盤が築かれました。また、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」⁴¹が施行され、男女の人権を尊重し、その能力と個性が十分に發揮される社会の実現が、我が国の最重要課題と位置付けられました。

近年では、2019年（令和元年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）⁴²」等の一部改正により、セクシュアル・ハラスメント⁴³や妊娠・出産・育児に関するハラスメントに対応した法整備が進められ、国・事業主・労働者それぞれの責務が明確化されました。さらに、2024年（令和6年）4月には「女性支援新法」が施行され、複合的な困難を抱える女性に対する包括的な支援体制の整備が進められています。これにより、性暴力や配偶者からの暴力、経済的困難、社会的孤立などの課題に対応した支援の仕組みが強化され、女性の人権擁護が制度面から支えられるようになりました。

国は、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、法務省をはじめとする各府省が連携して、学校教育におけるジェンダー平等教育の充実、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援、SNSやメディアを活用した広報啓発、相談窓口体制の整備などを推進しています。特に、「みんなの人権110番」や「ワンストップ支援センター」、24時間対応のDV相談プラスなどが整備され、アクセス可能な支援の体制が充実しています。

こうした国の施策と連動し、京都府では、2004年（平成16年）施行の「京都府男女共同参画推進条例⁴⁴」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指した取組を継続しています。2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）を期間とする「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-⁴⁵」では、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、ジェンダー平等教育などを推進しています。また、2024年（令和6年）には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画⁴⁶（第5次）」を策定し、相談支援や啓発、生理の貧困対策、マタハラ防止セミナーなど幅広い施策を展開しています。

京田辺市においても、2010年（平成22年）に「京田辺市男女共同参画推

進条例⁴⁷」を施行し、2021年（令和3年）には「第3次京田辺市男女共同参画計画⁴⁸」を策定しました。女性の経済的自立支援や男性の家庭参画促進、ハラスメント防止を盛り込んだ施策を展開し、講演会や講座等を開催するなど、市民の意識啓発に注力しています。また、市内商業施設に京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」を設置し、相談支援や交流事業を実施しているほか、DV対策としては警察・配偶者暴力相談支援センターと連携し、支援に取り組んでいます。

【現状と課題】

女性を取り巻く環境については、依然として性別による固定的な役割分担意識や、性に起因する暴力などの課題が残っており、社会の様々な分野における女性の参画や能力の発揮は、十分とはいえない状況にあります。

市民意識調査では、女性の人権が「尊重されている」「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計)と回答した割合が70.3%にのぼり、ほかの人権分野と比較しても高い値となりました。このことから、男女平等に対する意識は一定程度定着しつつあることがうかがえます。一方で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えに対しては、7割以上が否定的な回答（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）を示したもの、いまだに一定の割合で肯定する意見が存在しており、固定的な性別役割分担意識が一部に根強く残っている状況も明らかとなりました。

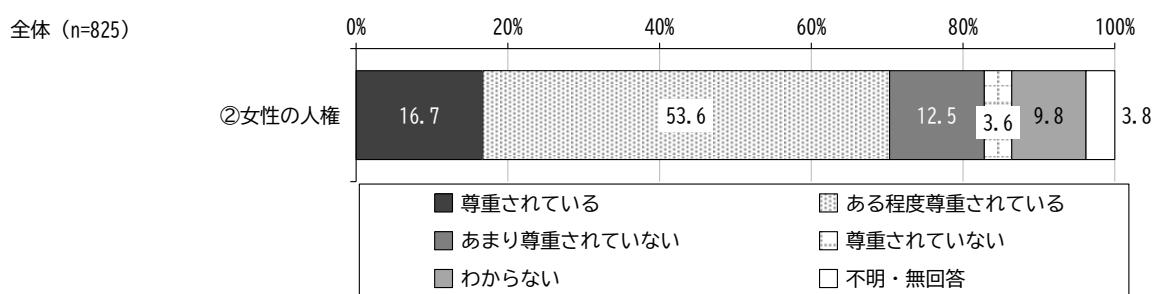
また、「親の介護を女性の役割と決めつけるのはよくない」とする考えについては、8割近くが肯定的に回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）していますが、年齢別でみると、20～40歳代では約9割が「そう思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と答えた一方、50歳以上では約8割にとどまっており、世代間における意識の差がうかがえます。このような結果は、長期的な人権教育や啓発の成果が若年層に浸透しつつある一方で、高齢層を含めた全世代への継続的な学びの機会の確保が重要であることを示しています。

さらに、人権侵害の内容については、男性は職場でのパワー・ハラスメント⁴⁹の被害を多く挙げているのに対し、女性は家庭内での暴力や虐待に関する回答がやや多く見られました。このことから、職場では男性が、家庭では女性が、それぞれ異なる形で人権課題に直面している可能性があり、性別による役割の期待が依然として社会構造に影響を与えていることがうかがえます。

特に、家庭において女性が多くの家事・育児・介護を担っている実態は、女性の地域活動や社会参画の阻害要因となっており、実生活の中での男女間の不平等の構造を浮き彫りにしています。男女平等に関する意識が社会全体で高まる一方で、実際には実現が難しい状況を踏まえ、制度利用のしやすさや環境整備、そして無意識の偏見を見直すための家庭内対話の促進などが求められています。

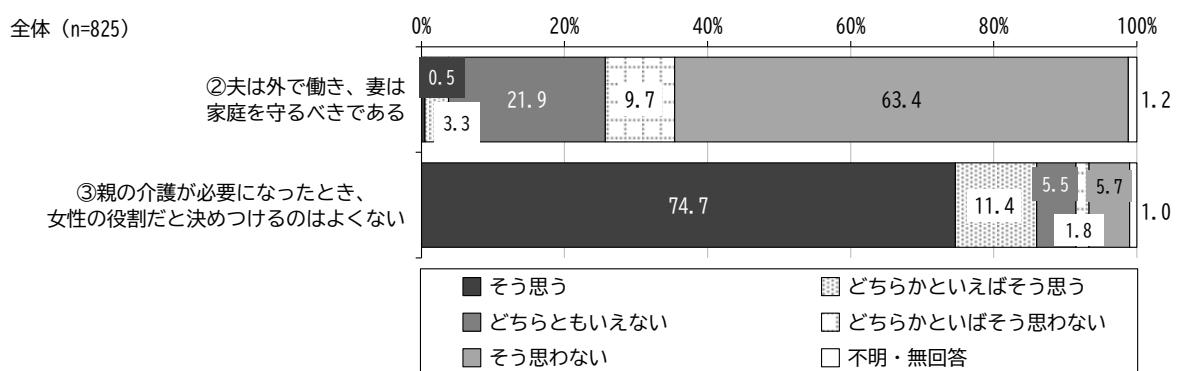
このような状況を踏まえ、京田辺市では、今後も「京田辺市男女共同参画推進条例」に基づき、性別に起因する人権侵害を未然に防止するとともに、被害を受けた方への支援体制を充実させる必要があります。また、男女の人権が尊重され、すべての人が自分らしく生活し働くことのできる環境の実現を目指し、あらゆる場面において固定的な性別役割意識を解消するための人権教育・啓発を引き続き推進していくことが重要です。

図表8 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



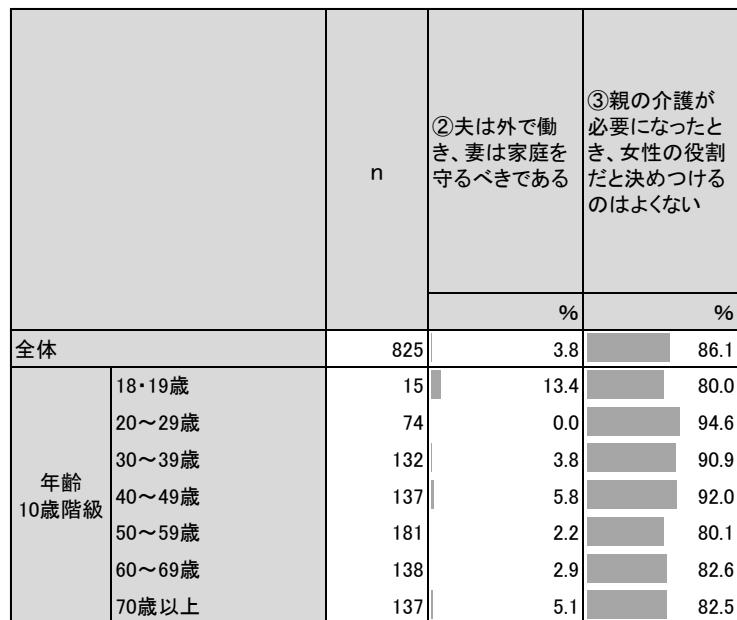
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表9 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表10 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください（年齢別）



※『そう思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）』のみ掲載

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表11 | （過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがある人に対して）
それは、どのような人権侵害でしたか（性別）

		n	あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害	公的機関による不当な扱い	企業・団体による不当な扱い	地域での暴力、脅迫、無理強い、仲間外れ	家庭での暴力や虐待	差別待遇（性別・出身地・社会的地位・心身の障がいによるものなど）
			%	%	%	%	%	%
全体		106	36.8	8.5	22.6	12.3	10.4	17.0
性別	男性	40	40.0	12.5	20.0	15.0	7.5	17.5
	女性	58	34.5	5.2	19.0	10.3	13.8	15.5
	()	6	33.3	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7

		n	プライバシーの侵害	パワーハラスメント（職場において、地位などの優位性を利用して行ういじめや嫌がらせ）	セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）	その他	わからない	不明・無回答
			%	%	%	%	%	%
全体		106	13.2	54.7	9.4	4.7	0.0	0.0
性別	男性	40	15.0	62.5	10.0	5.0	0.0	0.0
	女性	58	12.1	46.6	10.3	5.2	0.0	0.0
	()	6	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

- 広報や啓発活動を通じて、日常生活や地域の場面に存在する無意識の偏見を見直し、多様な生き方を尊重する意識の定着を図ります。また、市職員への研修を実施し、男女共同参画の視点に立った表現ができる人材の育成を図ります。
- 家庭や地域が多様性を理解し尊重できる力をはぐくむ教育を推進します。子どもに対しても教育機会を設け、性別にかかわらず自分らしく学び、男女共同参画できる基盤づくりを進めます。

②仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

- 働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発を進め、誰もが能力を発揮できる職場環境を整えます。また、性別によって差別されることなく就業・起業ができるよう支援を行い、働き方の選択肢を拡げます。
- 性別役割分担意識を是正し、多様な生き方を選べる社会を実現するために、ワーク・ライフ・バランスの促進を行い、男性の家庭生活への参画を促し、家庭内の役割が特定の性に偏らない環境づくりを進めます。
- 多様なライフスタイルに応じた子育てや介護に関する男女共同参画について情報提供を進めます。

③共に支え合い活躍することができる地域の実現

- 政策や方針の決定過程への女性参画を促進し、地域活動・市民活動の活性化を図ります。市民主体の地域課題解決の仕組みづくり、多様な人材が地域の担い手として活躍できる環境を整えます。各種団体の育成を図るとともに、団体同士での意見交換や交流ができるような仕組みづくりを推進します。
- 高齢者や障がいのある人に対する社会参加への支援や、ひとり親家庭への支援を行い、誰もが安心して参加・活動できる環境の形成を目指します。

④安全・安心で健やかな暮らしの実現

- DV等防止のための啓発を進め、相談体制の充実や被害者への支援について取り組みます。相談窓口の周知や専門研修の実施などにより、支援につなげる体制を整えます。ハラスメント防止にも取り組み、誰もが安全に暮らせる環境を目指します。
- 女性の相談室やポケットひろば等を通じ、困難な問題をかかえる女性に対して安心できる居場所の提供や相談支援の充実を図ります。
- 妊娠・出産期から高齢期まで、ライフステージ⁵⁰に応じた健康づくりを推進します。誰もが生涯にわたり心身ともに健やかに暮らせるよう、的確な知識

を身に付けるための情報発信を行い、必要な支援を実施します。

3 子どもの人権問題

【これまでの取組】

我が国では、急速に少子高齢化や家族形態の多様化が進み、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした背景のもと、次代を担う子どもを健やかに育てるための制度整備が国レベルで着実に進められてきました。

2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法（次世代法）⁵¹」が制定され、子育て支援、仕事と家庭生活との両立支援を軸とした政策が展開されました。さらに2012年（平成24年）には「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年（平成27年）からは幼保一体化や保育の質の向上、地域子育て支援の拡充を柱とする「子ども・子育て支援新制度⁵²」が施行されました。

また、深刻化する児童虐待問題に対応するため、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）⁵³」が制定され、以降もたびたび改正されながら児童相談体制の強化や通告義務の明確化などが図られています。いじめに関しては、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法（いじめ防止法）⁵⁴」が制定され、国としていじめに対する総合的な対策の法的枠組みが整えられました。2024年（令和6年）8月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂が行われ、重大事態調査への学校や関係者の対応が明確化されました。

近年は、子どもの権利を明確に保障する理念法として、2023年（令和5年）に「子ども基本法」が施行され、同日に「子ども家庭庁」が設置されました。同法は、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的とし、子ども施策を総合的・包括的に推進する法的基盤となっています。これを受け、2023年（令和5年）12月には「子ども大綱⁵⁵」が策定され、子ども・若者を権利の主体として認識し、その意見を政策形成に反映させること、「子どもまんなか社会」の実現に向けた政策の方向性が打ち出されました。

性被害防止に関しては、2023年（令和5年）の刑法改正により性交同意年齢が16歳未満に引き上げられたことに加え、2024年（令和6年）には教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（子ども性暴力防止法）⁵⁶」が公布されるなど、子どもの保護に関する法整備も強化されています。また、2024年（令和6年）には「女性支援新法」が施行され、児童虐待や性被害など複合的な困難を抱える子どもと家庭に対する包括的な支援体制の整備が進められています。

これらの法整備や制度改正は、子どもの人権を保障し、健やかな育ちを社会全体で支えることを基本理念としています。国は引き続き、子どもを権利の主体としてとらえ、その最善の利益を確保するための政策を積極的に展開していくことが求められます。

京都府では、いじめや児童虐待、ヤングケアラー支援、子どもの貧困対策に重点を置き、学校・家庭・地域が連携した支援体制の強化を進めています。2022年（令和4年）には「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を設置し、相談支援を開始しています。さらに、2025年（令和7年）4月からは、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」「京都府子どもの貧困対策推進計画」「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3計画を統合し、「京都府こども計画⁵⁷」として、子ども・子育て施策を一体的かつ総合的に展開しています。

京田辺市では、子どもの人権を守るため、教育委員会内に「子ども・学校サポート室」を設置し、いじめ・不登校等への相談支援を実施しています。2024年度（令和6年度）には、国のガイドライン改定を受け、「京田辺市いじめ防止基本方針⁵⁸」を改訂しました。児童虐待については市家庭児童相談室が中心となり、関係機関と情報共有しながら対応しています。2024年（令和6年）4月には「京田辺市こども家庭センター」を開設し、妊産婦や要支援家庭への包括的支援を開始しました。また、2025年度（令和7年度）からの5年間を計画期間とする「京田辺市こども計画⁵⁹」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

【現状と課題】

近年の急激な少子化により、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。また、家族形態の多様化に伴い、家庭における子育てのあり方が変化し、地域社会全体で子どもを育て、守るという意識も希薄になりつつあります。こうした背景のもと、子どもの重大な人権侵害である児童虐待に関する相談件数は依然として高止まりしており、いじめや暴力行為、不登校の増加傾向とあわせて、子どもの人権を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

一方、市民意識調査の結果では、子どもの人権が「尊重されている」「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計)と感じている人の割合が73.0%と比較的高く、子どもの権利を大切にする意識が広がっていることが示されています。また、「子どもの意見を聞かずに大人だけで物事を決めてよい」という考え方に対しては約8割が否定的な見解（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)を示しており、子どもの意見表明権や主体性を尊重すべきという認識が市民の間で浸透しつつあることがうかがえます。

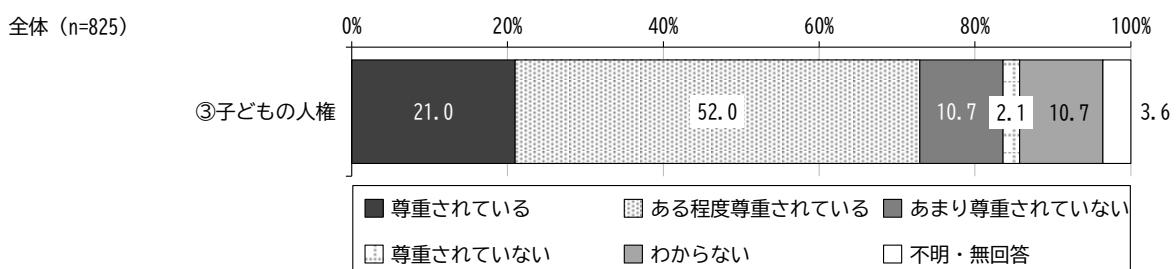
しかしながら、同じ市民意識調査で「家庭の事情によっては、子どもが家事や

介護などを担うこともやむを得ない」との考えに賛成・中立(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」の合計)と答えた人が6割近くを占めており、子どもが本来享受すべき学びや遊びの機会が家庭内のケア労働によって制限される「ヤングケアラー」の問題への理解は十分とは言えません。特に若年層や高齢層では、「家庭を助けるのは当然」とする価値観が根強く、子どもの権利としての「守られる権利」「育つ権利」が損なわれるリスクへの認識が課題として残っています。

こうした現状を踏まえ、子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されるためには、すべての大人が「子どもの最善の利益」という視点を共有し、子ども自身が自らの思いや困りごとを表明できる環境を整えることが不可欠です。また、ヤングケアラーへの支援を含め、子どもの権利や状況に応じた適切な理解と配慮を促す啓発や教育の強化、相談しやすい体制の整備が求められています。

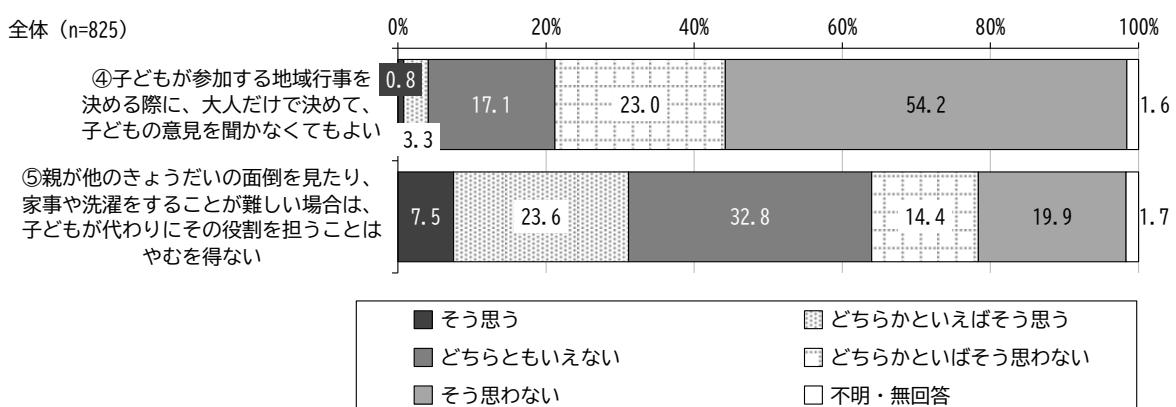
引き続き、子どもが健やかに成長し、違いを尊重しながら共に生きる力を身に付けられるような社会環境を整備し、子どもたちの権利が日常の中で確実に保障される地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

図表12 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



資料:「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査(2025年(令和7年)1月実施)

図表13 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料:「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査(2025年(令和7年)1月実施)

【施策の方向】

①育成環境の整備

- 「京田辺市こども計画」に基づき、子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していく環境づくりを推進します。
- 家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応ができるよう家庭教育の充実を支援するとともに、子どもが個性を發揮し、主体性や創造性をはぐくみながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ活動・文化活動・社会活動等の活性化や国際交流の促進を図り、遊びなどを通じた仲間づくりを進めます。
- 子どもの権利についての周知啓発を進めていくほか、子ども自身が意見を表明できる教育の実施や機会の提供に努めます。
- ヤングケアラーについての実態把握を進めるとともに、家庭への周知啓発、相談支援などに取り組みます。

②子どもへの虐待の防止

- 「京田辺市こども家庭センター」を中心として、子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進します。また、「京田辺市要保護児童対策地域協議会⁶⁰」を設置し、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。
- 出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、保健師等がかわり、妊娠期、出産、子育てなどライフステージに応じた支援を図ります。

③子どもの貧困対策

- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指し、学習支援事業の実施や、自立相談支援窓口「仕事とくらしの相談室 ぶらす」での就労支援や生活相談を実施します。

④いじめ、非行、体罰、不登校等への対策

- 「京田辺市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。子どもの問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に適切に対応できるよう、カウンセラー等の配置や適応指導教室の充実など、子どもを取り巻く諸問題に対する相談、支援、指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携

した取組の充実を図ります。併せて、教職員による児童生徒に対する体罰やハラスメントの根絶に向けた具体的な取組や、教職員への研修の充実を図ります。

○インターネットやSNSでのいじめについては、京都府が運営実施する「ネットいじめ通報サイト」や、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールの取組と連携するとともに、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービス⁶¹の利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行います。併せて、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等を対象とした京都府の相談窓口などについて情報提供を図り、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。

⑤児童ポルノ対策

○児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2014年（平成26年）に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）⁶²」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

⑥啓発等の推進

○こどもは、保護の対象であるとともに、権利行使の主体であるという視点に立ち、こどもにかかわるすべての人が、こどもの権利についての認識などを深めるよう、研修会・イベントなどを通じて人権意識の高揚・啓発を推進します。

4 高齢者の人権問題

【これまでの取組】

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）4月から介護保険制度が開始されました。京都府では、これに伴い同年3月に「第1期京都府介護保険事業支援計画」を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画⁶³」を策定し、以降定期的に計画を見直しています。2024年（令和6年）3月には「第10次京都府高齢者健康福祉計画」が策定され、2040年（令和22年）に高齢者人口がピークを迎えることを見据え、地域包括ケアシステム⁶⁴の充実、介護サービス基盤の整備、介護予防・生活支援の充実、医療と介護の連携強化などを推進しています。

京田辺市においても、2000年（平成12年）3月に「京田辺市高齢者保健福祉計画⁶⁵」を策定し、その後も定期的に見直しを重ね、2024年（令和6年）3月には「第9期京田辺市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画含む）」を策定しており、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組が進められています。

近年では、認知症高齢者への支援を制度的に強化するため、2024年（令和6年）1月に「認知症基本法」が施行されました。この法律に基づき、「認知症施策推進基本計画⁶⁶」が策定され、認知症当事者の意見を尊重しながら地域における生活の継続を支援する「新しい認知症観⁶⁷」に基づく施策が展開されています。また、法務省や厚生労働省を中心に、高齢者虐待の防止、人権意識の啓発、世代間交流の促進など、各府省庁が連携した総合的な施策も推進されています。

京都府においては、高齢者虐待防止・成年後見制度活用の推進、認知症サポーター養成講座の普及、シルバー人材センターと連携した高齢者の雇用促進、ユニバーサルデザインを活用したまちづくりの推進など、超高齢社会に対応した幅広い取組が実施されています。

本市においては、認知症サポーターの育成、「認知症ケアパス」の周知、孤立防止や家族の介護負担軽減を目的とした認知症カフェの開催、「京田辺市SOSネットワーク」の整備など、地域密着型の取組が進められています。また、シルバー人材センターとの連携による高齢者の地域社会への貢献の支援や、介護者支援のための相談会・交流会も継続的に実施されており、高齢者の尊厳と生活の質を尊重する地域社会の実現に向けた施策が展開されています。

【現状と課題】

我が国の高齢化は急速に進行しており、今後もさらに進展する見込みです。京田辺市においても、2025年（令和7年）4月1日現在で65歳以上の人口割合は24.8%となっており、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者の増

加が見込まれる中で、身体的・精神的虐待や身体拘束等、高齢者の人権を著しく侵害する深刻な問題が見られます。

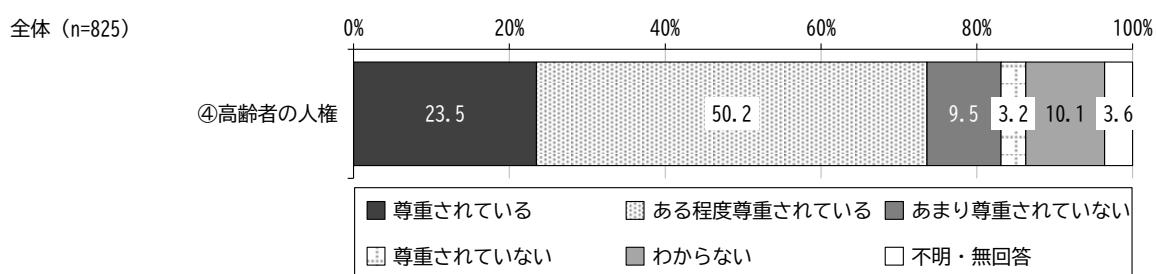
加えて、年齢を理由に一律に「弱者」とみなす誤った理解が、元気で働く意欲のある高齢者の就労機会や、社会参加の場を制限し、地域社会とのつながりの喪失を招いている側面もあります。高齢者が年齢に関係なく尊重され、社会の一員として活躍できる環境の整備が求められています。

市民意識調査では、高齢者の人権が「尊重されている」「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計)と感じている割合は73.7%に達し、ほかの人権分野と比較しても高い評価となっています。しかし、年齢が高くなるにつれて尊重されていると感じる割合が低下する傾向が見られ、当事者である高齢者と他世代との間で意識のギャップが存在することが明らかとなりました。

また、「認知症高齢者の行動を制限することは場合によってはやむを得ない」という考え方に対しては、49.3%が肯定的(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)である一方、「そう思わない」(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)という回答は22.2%にとどまっています。とりわけ、高齢層では行動制限に肯定的な意見が少なく、本人の意思や尊厳への配慮がより強く求められていることがうかがえます。

今後は、支援者や家族向けの人権意識を高める学習機会の充実に加え、高齢者自身が意見を表明できる場の整備、世代間の対話の促進などを通じて、高齢者が「尊重されている」と実感できる地域づくりを進めていく必要があります。高齢者一人ひとりの尊厳を大切にする社会の実現に向け、引き続き総合的な取組を推進してまいります。

図表14 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

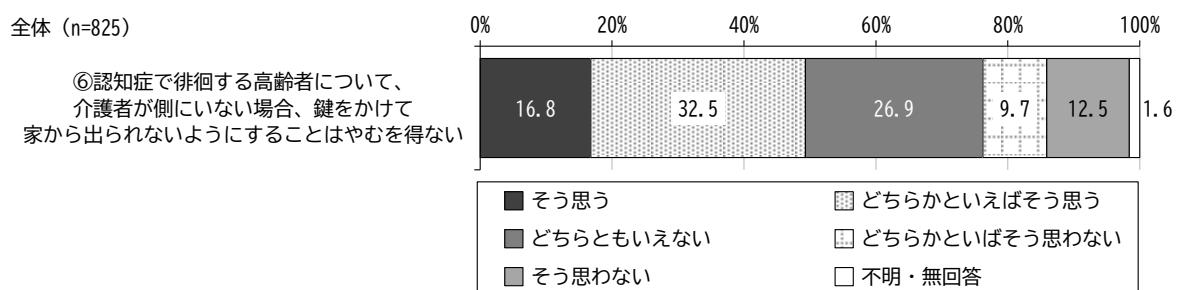
図表15 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか（年齢別）

		n	④高齢者の人権	
			%	
全体		825	73.7	
年齢 10歳階級	18・19歳	15	93.3	
	20～29歳	74	87.8	
	30～39歳	132	74.2	
	40～49歳	137	81.0	
	50～59歳	181	72.9	
	60～69歳	138	71.7	
	70歳以上	137	61.3	

※『尊重されている（「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計）』のみ掲載

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表16 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表17 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください（年齢別）

		n	(6)認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られなないようにすることはやむを得ない	
			%	
全体		825	49.3	
年齢 10歳階級	18・19歳	15	60.0	
	20～29歳	74	67.6	
	30～39歳	132	62.1	
	40～49歳	137	56.9	
	50～59歳	181	49.8	
	60～69歳	138	37.6	
	70歳以上	137	29.9	

※『そう思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）』のみ掲載

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①計画に基づく施策の推進

- 『みんなで支え合い、豊かに年を重ね安心して暮らせる地域共生社会を目指して～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～』を基本理念とする、「第9期京田辺市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域で共に支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進し、高齢者福祉サービスや介護サービスの提供基盤の整備、介護サービスの質の向上に努めます。

②権利擁護

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加により、高齢者の権利が侵害されるケースの増加が想定されるため、高齢者虐待防止や成年後見制度などの利用促進を図り、高齢者の尊厳を守る取組を推進します。

③介護者支援

- 家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室等、地域支援事業の取組を通じて、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

④社会参加支援

- 意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく、社会を構成する重要な一員として活躍することができるよう、高齢者の社会参加に向けたきっかけづくりや活躍の場の拡大を進め、シルバー人材センターなどによる雇用・就業機会の確保など、高齢者の生きがいづくりの推進に努めます。
- さらに、障がいのある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組を推進します。

⑤認知症に対する理解促進

- 「認知症基本法」及び「認知症施策推進基本計画」に基づき、「認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」について、市民や医療機関、事業者等への浸透に向けた啓発活動を推進します。
- 認知症の方への理解を深めてもらうことを目的に、幅広い世代を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポートキャラクター「え～る」を用いた啓発や、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を活用し、認知症当事者による作品展を開催するなど、認知症に関する知識の普及啓発を進めます。
- 認知症の人在介護している家族の思いや悩みを共有できる場である「認知症家族を介護する方の家族交流会」の場や、認知症当事者を支援するチームオレンジなどを通じて、京田辺市の認知症施策に本人視点を反映できる取組について検討します。

5 障がいのある人の人権問題

【これまでの取組】

障がいのある人の人権保障に関する我が国の取組は、1981年（昭和56年）の「国際障害者年⁶⁸」を契機に飛躍的に進展しました。障がい者施策は「保護」の視点から「共生」や「自立支援」へと転換され、特に2006年（平成18年）に国連で採択された「障害者権利条約」の批准（2014年（平成26年））を受け、法制度の整備と施策の質的向上が進められてきました。国は「障害者基本法⁶⁹」に基づき、5年ごとに「障害者基本計画⁷⁰」を策定し、2023年（令和5年）3月には第5次計画が閣議決定されました。この計画では、障がいのある人が地域で尊厳を持って暮らす「共生社会」の実現を柱とし、インクルーシブ教育、就労支援の充実、成年後見制度の見直し、災害時の避難支援強化、障がい者スポーツの推進などが重点項目とされています。

また、2021年（令和3年）に改正された「障害者差別解消法」では、これまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が、2024年（令和6年）4月から義務化されました。これにより、行政機関や民間事業者は、障がいのある人が不利益を被らないよう、状況に応じた適切な対応を行うことが法的に求められるようになっています。

加えて、2024年（令和6年）には、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されました。この計画は、2024年（令和6年）7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、障がいのある人の希望する生活を実現するために、子育て等の希望する生活の実現に向けた支援や公務員の意識改革、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化を進めていくこととしています。

そのほか、旧優生保護法によって不妊手術を受けた方への救済措置として、2019年（平成31年）4月に創設された一時金支給制度についても、対象者への周知や申請支援が進められています。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）⁷¹」についても見直しが進められ、退院後の地域定着支援や本人の意思を尊重した支援体制の整備が強調されています。

京都府では、2015年（平成27年）に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例⁷²」を施行し、障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指しています。2024年（令和6年）3月には「第5期京都府障害者基本計画」及び「第7期京都府障害福祉計画」「第3期京都府障害児福祉計画」を一体的なものとした「京都府障害者・障害児総合計画⁷³」を策定し、差別の解消と権

利擁護の推進や地域生活支援の充実、就労支援の強化や医療的ケア児等への支援体制の整備などを重点に据えています。

京田辺市においては、2021年（令和3年）に「第4期京田辺市障害者基本計画」、2024年（令和6年）に「第7期京田辺市障害福祉計画」「第3期京田辺市障害児福祉計画」を策定し、合理的配慮の浸透、グループホームや地域生活支援拠点の整備、就労・日中活動支援の強化などを進めています。加えて、相談支援体制の充実、手話通訳・要約筆記の提供、障がい者虐待防止ネットワークの構築などを通じて、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりが推進されています。また、2025年（令和7年）には「第2期京田辺市障がい者活躍推進計画」を策定し、市職員に対する合理的配慮の実施や職場環境整備を進めています。

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。障がいのある人の完全参加と平等⁷⁴を実現するためには、ノーマライゼーション⁷⁵の理念に基づき、共に生活できるための環境整備や、障がいに対する正しい知識の普及と啓発が必要です。

障がいのある人の自立意識や社会参加の意欲は高まってきている一方で、障がいへの理解不足から生じる誤解や偏見、差別的な言動などの人権侵害は依然として発生しています。精神障がいや難病のある方など、特性が十分に知られていないケースも多く、一層の理解促進が必要であるほか、障がいのある人やその家族に対する支援体制の強化も重要な課題です。

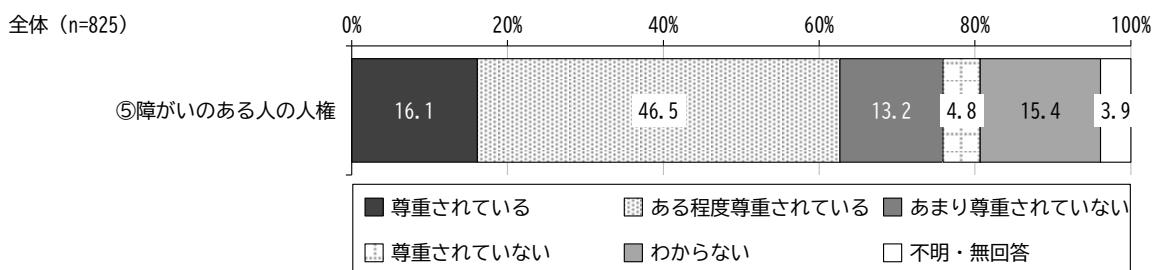
市民意識調査では、障がいのある人の人権が「尊重されている」「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計)と感じている割合は62.6%のぼり、一定の理解が浸透していることがうかがえます。また、「障がいの特性に応じた教育や就業機会の提供が必要」との考えには82.2%が肯定的に回答(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)しており、配慮の必要性が世代を問わず広く認識されています。

一方で、障がいのある人の人権に関する問題として、「障がいの特性が十分に理解されていない」という意見が多く挙げられており、「障害者差別解消法」や合理的配慮に関する市民の認知度も依然として低い状況にあります。特に、人権研修等に参加したことがある回答者は、そうでない回答者と比べて法律や合理的配慮の認知度がそれぞれ20ポイント以上高くなっていることからも、学校・地域・職場での継続的な学習機会の整備や、当事者の声に触れる実践的な機会の提供が喫緊の課題です。

今後も、すべての市民が障がいについて正しく理解し、誰もがその人らしく暮

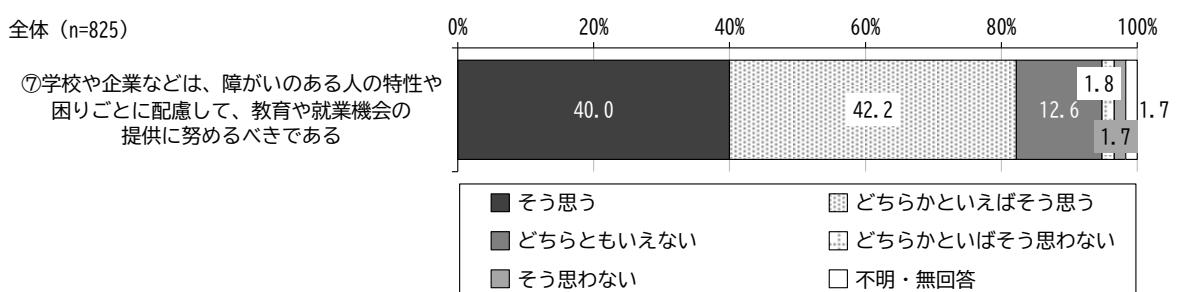
らせる共生社会の実現に向けて、制度の周知と市民の意識向上を一体的に推進していく必要があります。

図表18 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



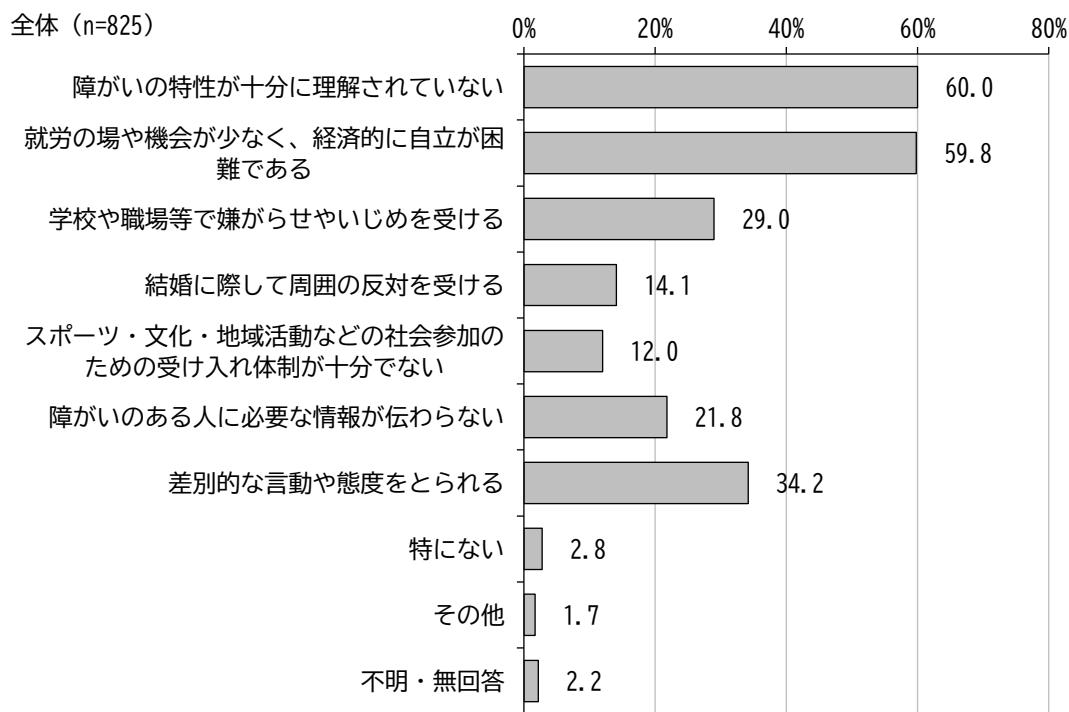
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表19 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表20 | 障がいのある人の人権に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことですか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表21 | あなたは、次のような人権に関連する法律を知っていますか

		n	①障害者差別解消法	
			% %	
全体		825	21.8	
研修への 参加状況	参加したことがある	200	41.0	
	参加したことがない	616	15.7	

※『内容を知っている（「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計）』のみ掲載

※研修への参加状況の『参加したことがある』は「1～2回」「3～4回」「5回以上」の合計

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表22 | あなたは、障がいのある人への「合理的配慮」という言葉を知っていますか

		n	知っている	知らない	不明・無回答
			%	%	%
全体		825	36.2	58.9	4.8
研修への 参加状況	参加したことがある	200	58.5	39.0	2.5
	参加したことがない	616	29.4	65.6	5.0

※研修への参加状況の『参加したことがある』は「1~2回」「3~4回」「5回以上」の合計

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①共生社会の実現に向けた取組

- 障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するため、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。
- 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京田辺市障害者基本計画」に基づいて、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加・活動することのできる社会を実現するための取組を推進します。

②権利擁護

- 判断能力が不十分な障がいのある人の権利擁護の取組として、成年後見人の利用促進等への取組を行うとともに、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護事業を周知します。また、障がいのある人への虐待防止・早期発見のために、市民や施設に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）⁷⁶」に基づき、障がいのある人を保護するための取組を推進していくことに努めます。

③社会参加支援

- 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、障がい者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進します。
- 働く意欲のある障がいのある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障がい特性に応じた支援を推進します。
- 障がいのあるこどもたちに対しては、学校と進路相談の機会を通じて自立と社会参加が果たせるように支援を行います。また、就労移行支援事業所や

ハローワーク・商工会・企業との連携を強化します。

○障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現を目指すノーマライゼーションを基本理念として、施設や病院から地域生活への移行の促進、障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備が大きな方向性となるため、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、相談支援体制の充実を図り、引き続き関係機関と連携し、自立に向けた支援などの取組を推進します。

④正しい知識の普及・啓発

○2011年（平成23年）8月の「障害者基本法」の改正により「全ての国 民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が再確認されるとともに、2016年（平成28年）4月に施行された「障害者差別解消法」では、社会的障壁の除去、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮による差別の禁止といった考え方方が法令に位置付けられました。これらの考え方の普及も含め、障がいのある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加でき、障がいの有無に関係なく共に生きる地域社会をつくるために、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

○2021年（令和3年）に改正された「障害者差別解消法」に基づき、行政機関における合理的配慮の徹底、民間事業者における合理的配慮提供の周知啓発に取り組みます。

6 外国人の人権問題

【これまでの取組】

近年、我が国における在留外国人数は増加傾向にあり、国際化の進展に伴い、地域社会において外国人住民の存在が一層日常的なものとなっています。一方で、外国人住民は就労、教育、医療、居住、災害対応、行政手続等において、言語や制度の壁から不利益を被る場面が依然として存在し、加えて、出自や国籍を理由とした偏見・差別や、インターネット上の誹謗中傷、悪質なヘイトスピーチなど、人権侵害に直面する事例も報告されています。

こうした状況を踏まえ、国は2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」を施行しており、地方自治体においても、相談体制や啓発活動、公共施設における差別的言動への対応策が求められています。また、2022年（令和4年）に策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に基づき、外国人が安心して暮らせる社会の形成に向けた施策を包括的に推進しています。法務省を中心に、ヘイトスピーチの抑止や外国人相談体制の多言語化、文部科学省による外国人児童生徒への教育支援、日本語教育推進施策などが拡充されており、技能実習制度や特定技能制度の見直しも進められています。加えて、2024年（令和6年）には、改正された「出入国管理及び難民認定法（入管法）⁷⁷」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（育成就労法）⁷⁸」が公布され、外国人技能実習制度を発展的に解消し、新たに育成就労制度が創設されることとなりました。

京都府では、1995年（平成7年）に「京都府国際化プラン」を策定して以来、2009年（平成21年）の「明日の国際交流推進プラン⁷⁹」及びその2011年（平成23年）改定版に基づき、公益財団法人京都府国際センター⁸⁰を中心に、外国籍府民に対する生活情報の提供や日本語習得支援、生活相談、通訳派遣、災害時支援などの施策を継続的に実施しています。また、ヘイトスピーチ抑止の観点から、府内全市町村に対して公的施設等における差別的言動への対応を明文化するガイドラインを策定し、2020年（令和2年）8月までに府内全市町村にも同様のガイドラインが策定されました。

京田辺市においても、多文化共生の推進に向けて様々な取組を進めています。ALTやCIRを活用した国際理解教育を実施するとともに、市民参画課で外国人からの問い合わせに対し、京都府国際センターと連携しながら、生活相談や情報提供を多言語で展開しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた外国人留学生支援として、食料配布や生活相談の取組も実施しました。

さらに、市内の公共施設における差別的言動への対応については、府の要請に

応じて対応ガイドラインを整備し、市民向けの人権講座や多文化共生に関する啓発活動も展開しています。同志社大学との連携による国際交流イベントや、災害時における外国人支援訓練の実施を通じて、外国人と地域住民との相互理解と協働の促進にも力を入れています。

【現状と課題】

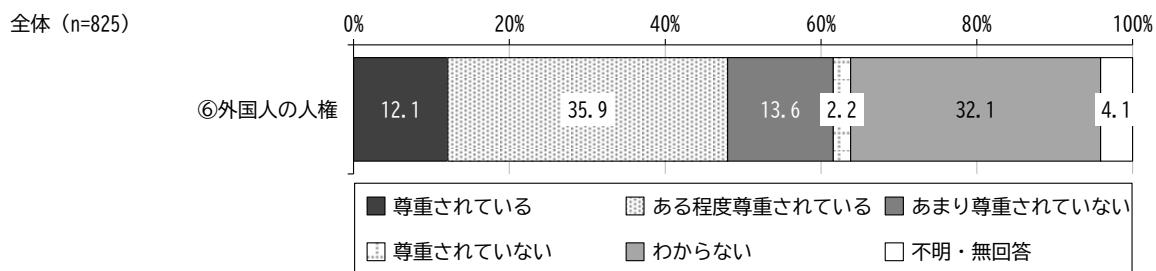
京田辺市における外国人登録者数は2024年（令和6年）4月1日現在で1,384人と、本市人口の約1.9%を占めており、国別では中国、韓国・朝鮮、ベトナム、その他の国の人々が暮らしています。言語や生活習慣の違いにより、住居、教育、労働、医療、地域交流など様々な場面で外国籍の人々が困難を感じるケースがあり、また、相互理解の不足から生じる偏見や差別も課題となっています。特に、特定の国籍や民族に対するヘイトスピーチは、当事者に苦痛を与えるだけでなく、市民全体に不安や緊張感を生み出す深刻な人権問題です。

市民意識調査によると、外国人の人権が「尊重されている」「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計)と回答した割合は48.0%にとどまり、「尊重されていない」「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」の合計)との回答も15.8%にのぼるなど、一定の課題がうかがえます。外国人との結婚や就職については否定的な回答は少ないものの、住宅の購入など生活圏を共有する場面では、17.1%が外国人を「避けると思う」「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」の合計)と答えるなど、身近な生活にかかる場面では依然として距離を感じる人が一定数存在しています。

また、「日本の文化に適応する努力をすべき」という考え方に対しては、全体の56.2%が「そう思う」「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)と答えており、相互理解よりも一方的な適応を期待する意識も少なからず見られます。こうした意識は、ヘイトスピーチの正当化につながる危険性も指摘されており、今後の啓発の中で丁寧な是正が求められます。

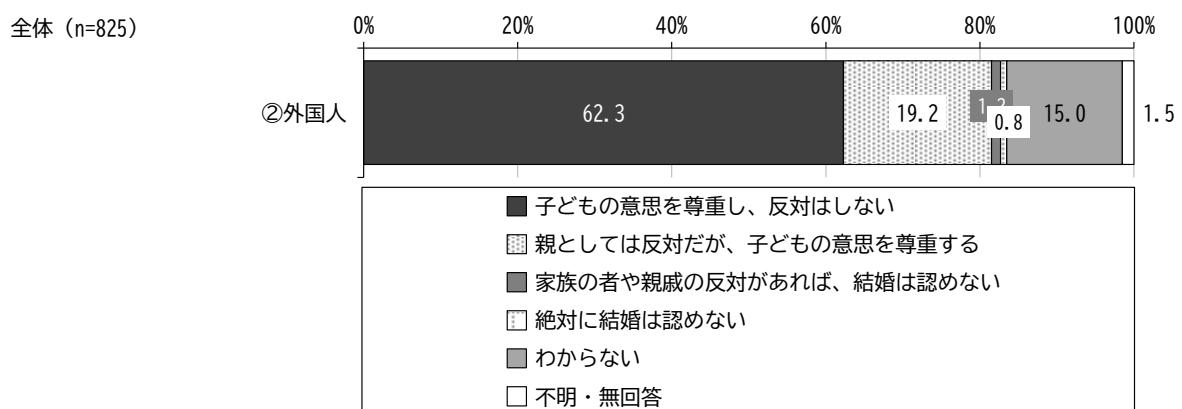
今後は、外国籍住民を含む多様な背景を持つ人々が、地域社会の中で互いに理解し支え合える関係を築くことが重要です。差別的言動の根絶とともに、地域での対話や交流を促進し、当事者の声を反映した施策の推進、人権意識の醸成を進めることが求められます。

図表23 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



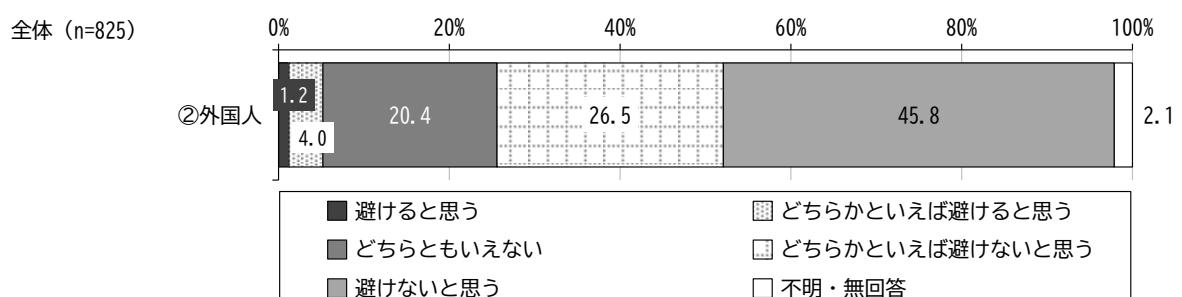
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表24 | 仮にあなたにお子さんがいて、お子さんの結婚しようとする相手が、次のような相手の場合、あなたはどうすると思いますか



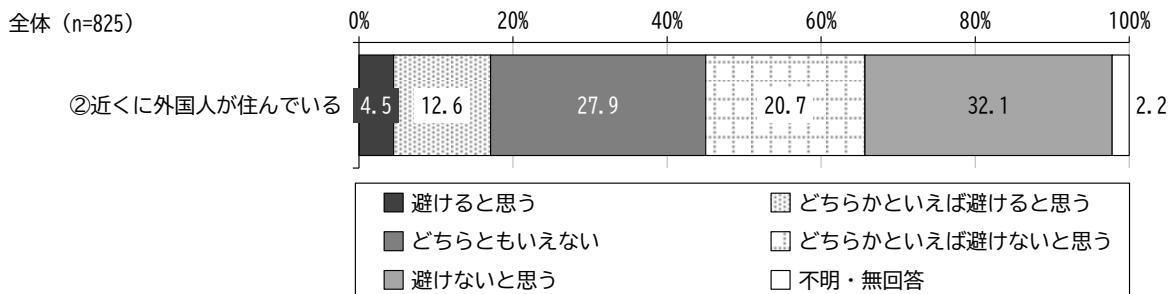
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表25 | 就職の採用選考にあたり、十分な能力があったとしても、次のような相手の場合、あなたはどうすると思いますか



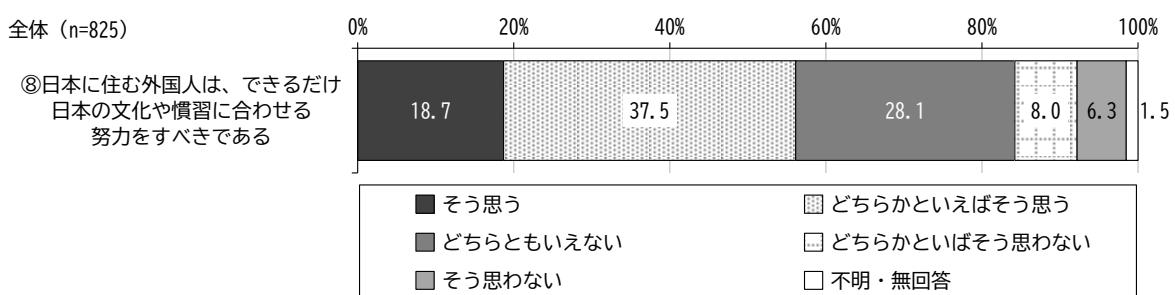
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表26 | 家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっていても、次のような条件の物件の場合、あなたはどうすると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表27 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進

- 市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることにつながります。また、外国籍市民が市民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、まちの活性化や国際化の大きな力となります。
- 市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、京都府をはじめ、関係機関やNPO等、多国籍の市民等をサポートしている個人や団体への支援・連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を引き続き推進します。また、多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、人を排斥し誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍市民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図

るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

②外国籍市民等と共に暮らすまちづくりの推進

○京都府や、公益財団法人京都府国際センター、同志社大学、同志社女子大学、京田辺国際交流協会などと連携した国際交流事業に引き続き取り組みます。また、外国籍市民への「日本語教室」の開催、「京田辺市生活ガイドブック」や「京田辺市ハザードマップ」の提供など、効果的な施策を推進します。

7 エイズ・HIV感染症・新たな感染症・ハンセン病・難病患者等の人権問題

【これまでの取組】

感染症や疾患に起因する人権課題については、誤解や偏見に基づく差別的対応が根強く存在しており、正しい知識の普及と人権尊重の意識啓発が不可欠です。

エイズ⁸¹・HIV感染症⁸²に関しては、世界保健機関（WHO）⁸³が12月1日を「世界エイズデー⁸⁴」と定め、偏見や差別の解消に取り組んでいます。京都府でも同様に、学校教育を通じた正しい知識の普及、採用や就労における不当な取扱いを受けないための啓発活動を進めています。京田辺市においては、ポスター掲示やパンフレット配布などの広報啓発などにより、正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

ハンセン病⁸⁵については、1996年（平成8年）の「らい予防法」廃止を契機に国が隔離政策の誤りを認め、2001年（平成13年）には補償金支給や名誉回復等に関する内容を定めた「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病等補償法）⁸⁶」を制定しました。その後も、2009年（平成21年）に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題解決促進法）⁸⁷」や、2019年（令和元年）に施行された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病家族補償法）⁸⁸」により、元患者やその家族の名誉回復と福祉の向上に取り組んでいます。

難病については、1972年（昭和47年）に策定された「難病対策要綱」に基づき施策が開始され、2013年（平成25年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）⁸⁹」により福祉サービスの対象に難病等が追加されました。2015年（平成27年）には「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）⁹⁰」が施行され、難病患者が尊厳を持って地域で生活できる社会の実現が法的に位置づけられました。

新型コロナウイルス感染症の拡大時には、特定の地域や職業に対する誹謗中傷、デマの拡散、過度な自粛を促す行動などが全国的に問題となりました。感染症に関する人権侵害は、感染拡大防止の妨げにもなり得ることから、正確な情報の共有と差別のない対応が重要です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）⁹¹」では、国及び地方公共団体は人権を尊重し、国民は感染症患者の人権を損なわないよう努める義務があると明記されています。さらに、2021年（令和3年）に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型インフルエンザ特措法）⁹²」では、患者や医療従事者、その家族などに対する差別的取扱いを防ぐため、国や地方公共団体が差別の実態把握

や相談支援、啓発活動に努めることが義務付けられました。同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画⁹³」は、2024年（令和6年）7月に抜本的な見直しが行われ、基本的人権の尊重が目標の一つとして掲げられました。京都府も同様に、2025年（令和7年）に「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症については、2023年（令和5年）5月、「感染症法」に基づく5類感染症に位置付けられ、「新型インフルエンザ特措法」に基づく基本的対処方針及び新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されました。

これらの感染症や疾病に関する人権課題については、社会的無理解や偏見が当事者の尊厳を損ない、医療・福祉のアクセスを妨げる要因となり得るため、今後も地域における継続的な啓発と支援体制の充実が求められます。

【現状と課題】

ハンセン病、HIV感染症、難病等の患者に対する人権課題については、歴史的な偏見や差別の蓄積に加え、現在もなお正確な理解の浸透が不十分であることが指摘されています。ハンセン病については、かつて隔離政策がとられ、患者や家族に対して長年にわたって深刻な差別が加えられてきました。1996年（平成8年）の「らい予防法」廃止を契機に、国は隔離政策の誤りを認め、2001年（平成13年）には「ハンセン病等補償法」が、2009年（平成21年）には「ハンセン病問題解決促進法」が施行され、さらに2019年（令和元年）には「ハンセン病家族補償法」も成立しましたが、依然として社会には偏見が根強く残っています。

HIV感染症に関しては、新規報告数こそ減少傾向にあるものの、依然として年間1,000件超の新規感染が報告されており、特に20～30代の若年層での性感染が顕著です。感染経路に基づく偏見や差別が、感染者の就労・生活の困難化や、医療機関の受診回避などの深刻な問題を引き起こしており、感染拡大の一因となっています。感染者の社会的孤立を防ぐには、HIV感染症に関する正しい知識の普及が不可欠です。

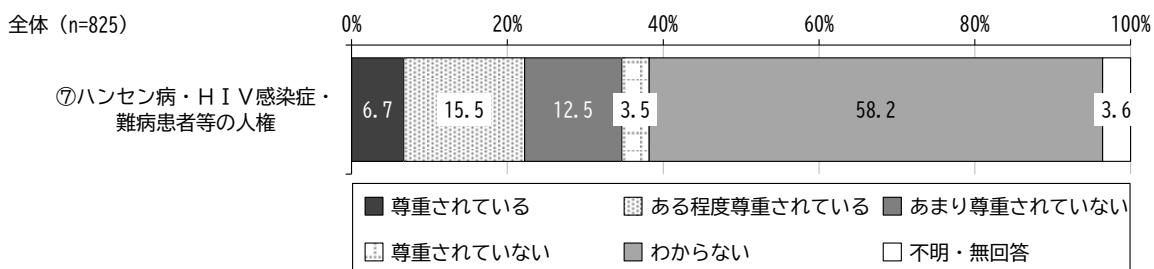
難病については、見た目では判断できない疾患も多く、周囲の無理解から誤解や偏見が生じやすいという課題があります。2015年（平成27年）施行の「難病法」により、共生社会の実現に向けた医療や生活支援の充実が図られていますが、依然として社会参加に対する支障が残されています。

市民意識調査では、ハンセン病やHIV感染症、難病患者の人権が「尊重されていない」（「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」の合計）との回答は16.0%で、「尊重されている」（「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計）の回答割合22.2%を下回っているものの、全体としては

「わからない」が58.2%を占めており、尊重の意識が低いというよりは、「どう考えてよいかわからない」という市民が多数を占めていることの反映であると考えられます。また、「感染症拡大防止のためにはプライバシーの制限もやむを得ない」との考えに賛成する回答が4割を超えており、個人の人権と公共の利益の調整に対する認識の差も課題として浮かび上がっています。

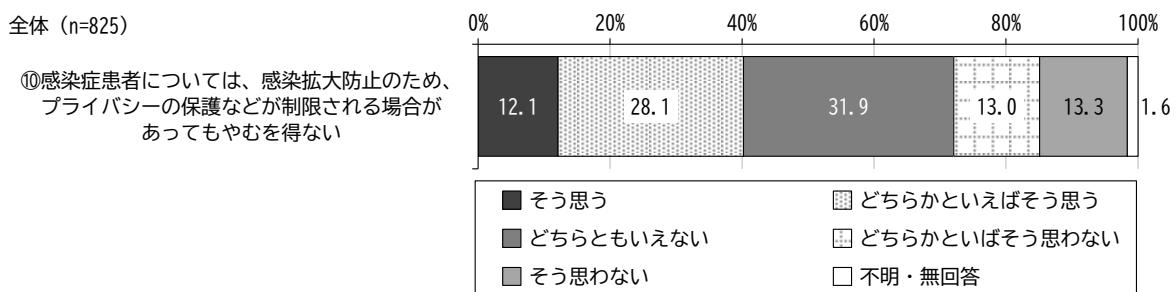
感染症全般に対しては、2021年（令和3年）の「新型インフルエンザ特措法」改正により、感染症の患者や医療従事者、その家族等の人権が尊重されることが法的に明記され、国・地方自治体には差別の実態把握と啓発の推進が義務付けられました。今後、感染症に関する誤解や風評に対して、正確な知識の普及と差別解消の啓発を一層強化することが求められています。

図表28 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表29 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①エイズ・HIV感染症に関する理解の促進

○HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や

差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を京都府と連携しながら推進します。

②ハンセン病に関する理解の促進

○今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進し、ハンセン病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を京都府と連携しながら推進します。

③難病に関する正しい知識の普及啓発

○難病に関する正しい知識の普及啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組み、難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を京都府と連携しながら推進します。

④新たな感染症に関する正しい知識の普及啓発

○新型コロナウイルス感染症の流行では、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別、SNSでの誹謗中傷が大きな社会問題となりました。今後、新たな感染症の感染拡大に伴って発生する人権侵害を防ぐため、平時から行政や医師らによる正確な情報提供を徹底するとともに、学校教育等を通じて、冷静な判断のもと行動できるよう啓発を強化します。また、感染症の発生時においても、すべての人の人権が尊重され、支え合う社会の実現を目指します。

8 犯罪被害者等の人権問題

【これまでの取組】

犯罪被害者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が、事件そのものによる身体的・精神的苦痛に加え、興味本位の噂やSNS等における心ない中傷により名誉や私生活の平穏を脅かされるなど、深刻な人権侵害に直面していることが指摘されています。これを受け、国は2005年（平成17年）に「犯罪被害者等基本法⁹⁴」を施行し、犯罪被害者等の権利利益を尊重する社会の実現を目指してきました。

2021年（令和3年）には「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、「尊厳にふさわしい処遇の保障」「個別性の尊重」「切れ目のない支援」「国民の理解促進」の4つの基本方針のもと、啓発・教育訓練の充実、相談体制の整備、誹謗中傷対策、少年被害者支援など多岐にわたる施策が推進されています。特に教育面では、警察・検察・更生保護職員等に対する専門研修、学校教育・社会教育での啓発強化が図られています。また、法務省の人権擁護機関では全国の相談窓口において、犯罪被害者等からの人権相談に対応し、人権侵犯が認められる事案には適切な措置を講じています。近年では、SNS等での誹謗中傷への対応として、違法・有害情報相談センターの運営も支援しています。

京都府においては、2023年（令和5年）に「京都府犯罪被害者等支援条例⁹⁵」が新たに制定され、犯罪被害者等が安心して生活を再建できる体制の構築が進められています。併せて「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」も策定され、府警・支援団体と連携したワンストップ支援や医療費・見舞金等の経済的支援の仕組みが整備されました。民間団体である公益社団法人京都犯罪被害者支援センター⁹⁶と協定を結び、電話相談「#7700」や付き添い支援も行われています。また、犯罪被害者週間⁹⁷（毎年11月25日～12月1日まで）における啓発活動も継続され、被害者支援に対する府民の理解促進が図られています。

京田辺市では、2011年（平成23年）に「京田辺市犯罪被害者等支援条例⁹⁸」を施行し、見舞金の支給、公営住宅等の住居の一時的な提供、関係機関との連携体制の整備などを柱に、被害者支援を積極的に展開しています。2014年（平成26年）には公益社団法人京都犯罪被害者支援センターと連携協定を締結し、支援活動や広報啓発に協力しています。近年は支援対象の周知に注力し、市ホームページや広報紙などで「ひとりで悩まずご相談を」と呼びかけ、相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。毎年1～2月頃に市民向けの公開講座を開催し、被害者支援に対する市民の理解を深める機会も設けています。本市では人権啓発推進課が相談窓口を担い、京都府警や支援団体と連携した支援を行

っており、「社会全体で被害者を支える」ための基盤づくりを今後も強化していきます。

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、事件や事故による直接的な被害のみならず、心身の不調や司法手続に伴う精神的・時間的負担、さらには周囲からの無責任な噂話や心ない中傷によるプライバシーの侵害など、様々な二次被害にも苦しめられます。特に性暴力の被害については、身体的な影響に加え、精神的影響が大きく、被害者が日常生活を送ることすら困難になるケースも少なくありません。また、被害を受けても警察などへの届出をためらい、被害が潜在化する傾向も指摘されています。

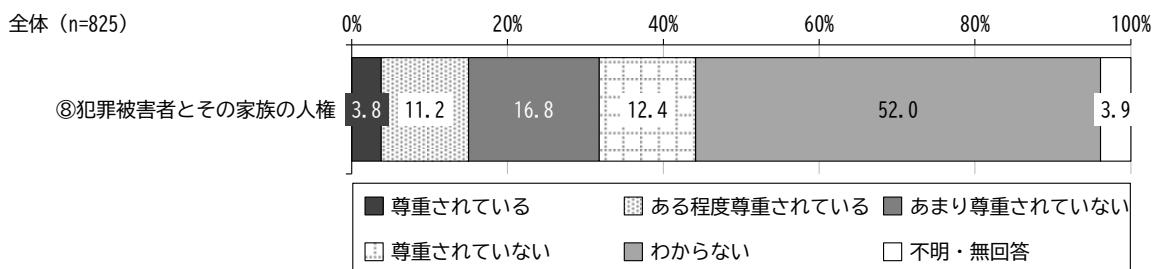
こうした状況を受け、政府や司法機関、医療機関、民間被害者支援団体などが連携して支援体制を強化し、被害者的心身の負担軽減と早期の回復を図る取組が進められています。しかし、被害者のニーズは生活支援や医療、司法手続に関する支援など多岐にわたり、依然として支援が十分に行き届いているとはいえない。支援の充実に向けて、行政、司法、医療、民間団体が連携し、被害者一人ひとりの状況に応じた対応が求められます。

市民意識調査では、犯罪被害者等の人権について「尊重されていない」「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」の合計)との回答は29.2%とほかの人権分野に比べて特に高く、尊重されている(「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計)は15.0%にとどまりました。また、「精神的・経済的負担」と「事件が周囲の噂になったり、好奇の目で見られること」に関して、約6割の市民が問題と認識しており、被害者の置かれた状況への理解が不足している現状が浮き彫りになっています。

特にプライバシーの侵害については、インターネット上での情報拡散などによって被害が拡大することへの懸念が示されており、情報発信のあり方やプライバシー保護の徹底も重要な課題です。さらに、「相談できる場所が分かりにくい」「支援制度が十分でない」との意見も多く寄せられており、今後は、相談窓口や支援制度の分かりやすい周知が求められます。

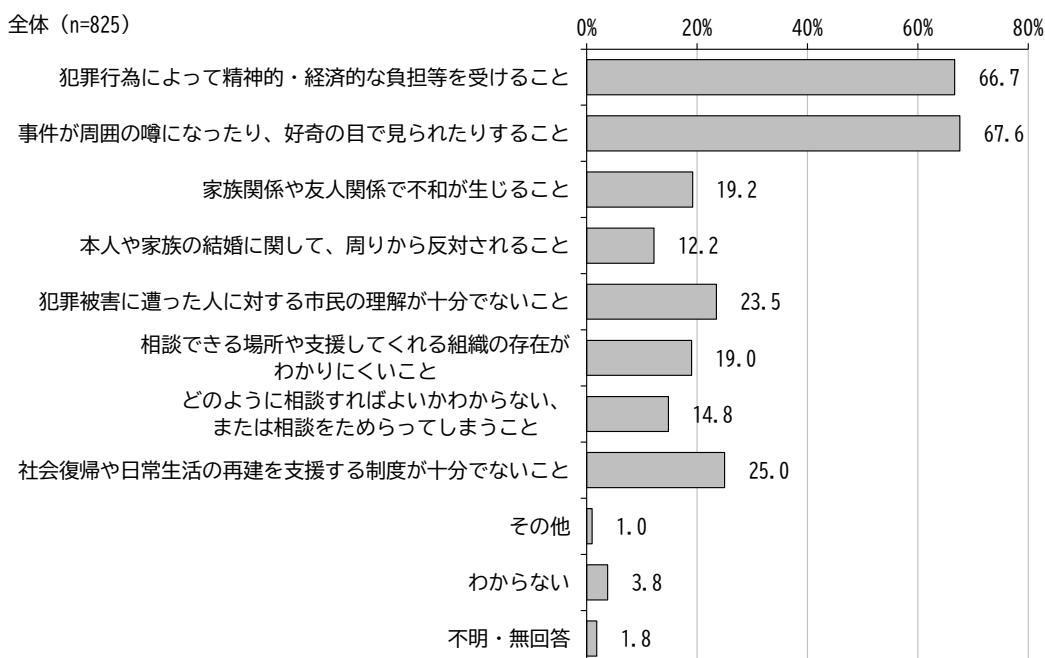
こうした課題を踏まえ、犯罪被害者等が安心して生活を再建できるよう、地域社会全体で犯罪被害者等を支え、共感と理解に基づいた支援体制を築いていくことが必要です。学校や地域における啓発活動の充実、支援制度の整備と周知徹底に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していくことが重要です。

図表30 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表31 | 犯罪被害者やその家族に関することで、人権上、特に問題だと思うことはどのようなことですか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①犯罪被害者等への相談支援活動の充実

○京田辺市、京都府警察、関係行政機関、関係団体等で構成する、「綴喜犯罪被害者支援連絡協議会」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力し犯罪被害者等への途切れのない支援活動を展開します。

○犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配意しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図ります。また、性暴力被害者に対しては、被害直後から総合的な支援を行う「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARA（サラ）⁹⁹」と連携し、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図っていきます。

②民間支援団体への支援及び連携した取組

○公益社団法人京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接的支援¹⁰⁰等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を進めます。

③犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

○京都府や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」の機会の活用や、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターとの連携による講座の開催等により、犯罪被害者等の置かれている状況等について、市民の理解促進を図ります。

9 L G B T 等の性的少数者の人権問題

【これまでの取組】

性的指向や性自認に関する理解と支援は、近年、人権尊重の重要な課題として注目されており、国や地方自治体において多様な取組が進められています。国においては、2023年（令和5年）6月に「L G B T 理解増進法」が施行され、すべての人が性的指向や性自認にかかわらず、個人として尊重され、不当な差別を受けることなく共に暮らせる社会の実現が基本理念として掲げられました。これに伴い、関係府省庁が連携し、啓発資料の作成・配布、地方自治体への連携体制の整備、教職員への研修、職場環境の改善、人権相談窓口の強化など、理解促進と支援体制の充実が進められています。法務省は、啓発活動強調事項の一つとして「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を掲げ、講演会や動画配信、企業の取組紹介を通じた周知を行っています。文部科学省は、学校現場における対応指針や教職員研修資料を整備し、児童生徒へのきめ細かな対応を促進しています。また、厚生労働省は、職場におけるハラスメント対策や採用における公正な取扱いなど、多方面にわたる取組を展開しています。

京都府においては、「性の多様性と人権」に関する啓発冊子を配布し、正しい理解の促進を図るとともに、関係機関による研究会を設置して支援施策や研修教材の開発を進めています。加えて、府はL G B T 等の性的少数者に関する職員研修や学校教育での啓発活動を強化し、府民の理解促進に努めています。

京田辺市においては、2026年（令和8年）2月1日に「京田辺市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたしました（予定）。この制度は、一方または双方がL G B T 等の性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、本制度を導入することで、市民や事業者のみなさまへ、性の多様性やL G B T 等の性的少数者の方々に関する理解と共感が広まることにより、二人が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、住みよい社会につながるよう取り組むものです。また、市民への啓発として、市の公式ホームページにL G B T 等の性的少数者についての解説ページを公開し、基礎知識や日常での配慮例を紹介しており、多様な性のあり方に対する理解の促進に努めています。また、市職員向けの人権専門研修として、L G B T 等の性的少数者に関する研修を実施し、職員の理解と知識を深めるとともに、差別意識や偏見の解消に向けて教育・啓発に邁進する職員を育成するよう取り組んでいます。性的指向や性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境の整備を一層推進していく必要があります。

【現状と課題】

性的指向とは、同性愛者、両性愛者など人の恋愛・性愛の対象に関する概念であり、性自認とは、戸籍上の性別にかかわらず、自らの性をどのように認識しているかを示す概念です。こうした性的指向や性自認のいずれか、または両方が非典型であるLGBT等の性的少数者の方々は、社会生活の様々な場面において偏見や差別に直面しやすく、そのために自身の性のあり方を打ち明けられず、生きづらさを感じている方も少なくありません。

国においては、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）¹⁰¹」が施行され、2008年（平成20年）には法改正によって要件が一部緩和されました。さらに2023年（令和5年）には「LGBT理解増進法」が成立し、LGBT等の性的少数者に対する理解促進と差別の解消に向けた社会全体での取組が求められています。また、文部科学省からは、学校において性同一性障がい等の児童生徒に配慮する旨の通知が出されるなど、教育現場でも対応が進められています。

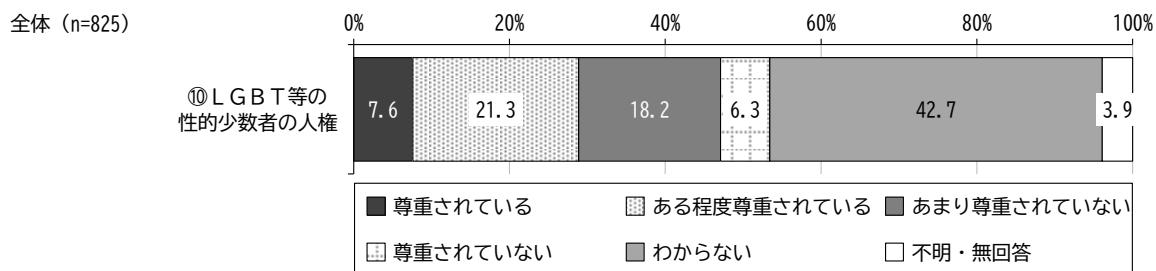
京田辺市においても、リーフレットの配布、公文書における性別記載欄の見直し、当事者を講師とした研修の実施など、多様な取組を通じて市民の理解促進に努めてきました。

市民意識調査では、LGBT等の性的少数者の人権が「尊重されていない」「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」の合計）と回答した割合が24.5%で、「尊重されている」（「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計）と回答した割合28.9%とほぼ拮抗しており、肯定・否定の認識が分かれている状況です。また、「わからない」との回答も42.7%にのぼり、LGBT等の性的少数者の人権に関する認識や理解が依然として確立途上であることがうかがえます。

「LGBT等の性的少数者について知っている」とする回答は、全体では8割を超えていました。しかし、年齢別でみると、若年層では理解が進んでいる一方、高齢層では認知がやや低い傾向にあります。また、「カミングアウト¹⁰²できない社会は問題である」と考える人は67.5%にのぼり、多様な性を受け入れる社会の重要性を認識する市民も増加しています。加えて、「幼少期からの教育の充実」を求める声も一定数あり、今後は全世代を対象とした教育・啓発の充実に加え、当事者の声を反映した制度づくりが求められています。

性的指向や性自認にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、市民一人ひとりが理解と尊重の意識を高めていくことが重要です。今後も、啓発、相談体制の強化、制度整備の検討を進め、誰もが多様性を認め合い共生できる地域社会を目指していきます。

図表32 | あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

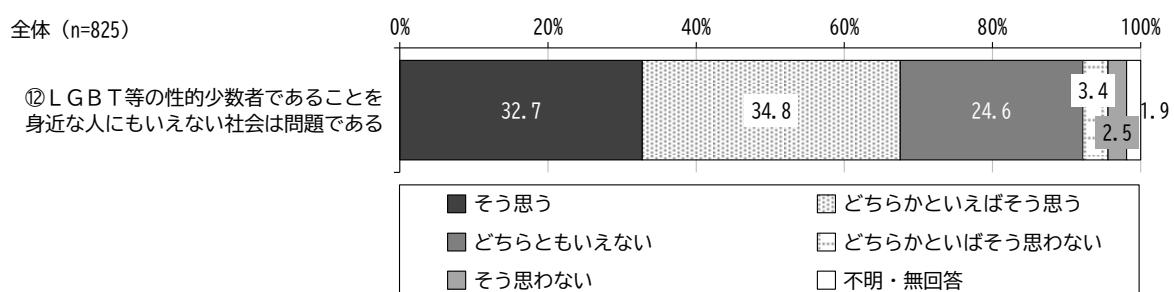
図表33 | あなたは、「LGBT等の性的少数者」について知っていますか（年齢別）

		n	知っている		不明・無回答
			%	%	
全体		825	84.1	13.0	2.9
年齢 10歳階級	18~19歳	15	86.7	6.7	6.7
	20~29歳	74	90.5	9.5	0.0
	30~39歳	132	88.6	10.6	0.8
	40~49歳	137	89.8	8.8	1.5
	50~59歳	181	85.6	12.2	2.2
	60~69歳	138	81.2	13.8	5.1
	70歳以上	137	72.3	22.6	5.1

※LGBT理解増進法の認知度の『内容を知っている』は「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

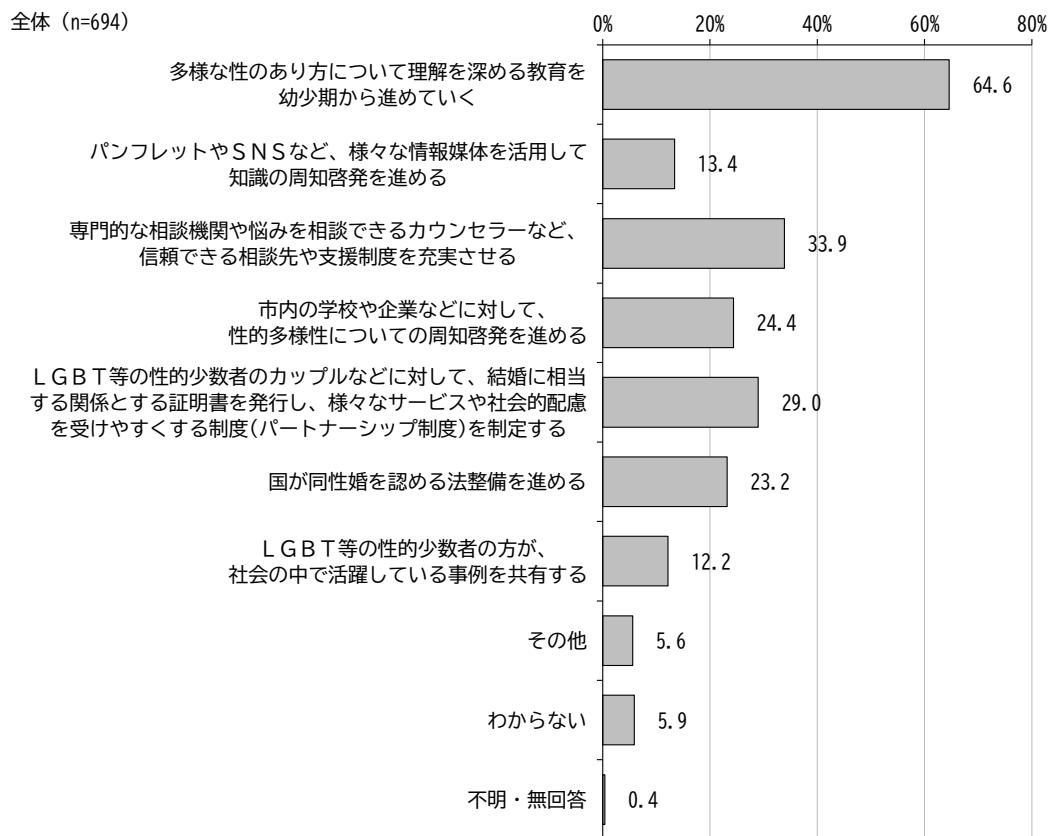
資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表34 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表35 | L G B T等の性的少数者が、自分の性のあり方について打ち明け（カミングアウト）ができるような、暮らしやすい社会となるためには、特にどのような取組が大切だと思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①理解促進と教育啓発

○性の多様性への理解を深め、偏見や差別を解消するため、市民全般に向けた啓発活動や講演会などを実施します。L G B T等の性的少数者に関するリーフレットの配布、公文書における性別記載欄の見直し、当事者による講演会の実施など多様な取組を行います。学校教育においては、発達段階に応じた人権教育の中で多様性に関する指導を行い、児童生徒の心情に配慮した支援に取り組みます。併せて、市職員に対する研修の充実も図ります。

②パートナーシップ宣誓制度

○京田辺市は2026年（令和8年）2月1日に「京田辺市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました（予定）。多様な性的指向や性自認の理解は、ま

だ十分に進んでいるとはいえないが、本制度を導入することにより、LGBT等の性的少数者の生きづらさ・差別・偏見の解消や理解促進につなげ、すべての市民が性の多様性に関する理解を深め、自分らしく生きることのできるまちづくりを進めています。

10 インターネット上での人権問題

【これまでの取組】

インターネットは、スマートフォンやSNS等の普及により、日常生活に欠かせない情報基盤として浸透していますが、その一方で、誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的言動の拡散、ネットいじめといった深刻な人権侵害が生じています。特に、SNSの拡散性や匿名性が被害の深刻化・長期化に拍車をかけており、名誉毀損や個人攻撃、マイノリティに対する差別の温床ともなっています。

国においては、こうした課題に対処するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）¹⁰³」や刑法の改正による法的対応の強化に加え、2020年（令和2年）9月には「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ¹⁰⁴」を策定し、教育・啓発から削除要請支援まで包括的な対策を推進しています。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づくモラル教育の強化や、LINE相談、法務局・総務省による相談窓口の整備、削除要請の実効性向上など、多層的な対応が取られています。

さらに、2025年（令和7年）4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」では、悪質な投稿者の特定を容易にし、被害者が名誉回復や被害救済を図りやすくなるよう、発信者情報開示請求の手続の迅速化・明確化、そしてプラットフォーム事業者への責務の強化が図られています。これにより、情報流通における透明性と安全性の確保が期待されています。

京都府においては、SNS上で誹謗中傷や差別表現への懸念から、2021年（令和3年）以降、府民向けに人権セミナーや啓発イベントを開催し、発信者情報開示請求などの具体的対応も紹介しています。とりわけ青少年に向けた情報モラル教育に注力し、学校現場ではネットいじめの防止教材の配布等が行われています。

京田辺市においても、ホームページ等を通じてインターネット上での人権侵害に関する相談先の案内を行っているほか、法務局や京都府と連携しプロバイダ等への削除要請を実施しています。さらに、市公式SNS等で差別的投稿を発見した場合には速やかに非表示・通報など適切な措置を講じています。

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会全体に広がり、スマートフォンの普及やSNS等の拡大により、私たちの日常生活に深く浸透しています。一方で、その匿名性や発信の容易さを背景として、他者への誹謗中傷や差別を助長す

る表現、プライバシーの侵害、リベンジポルノ、さらには犯罪を誘発する情報交換の場として悪用される事例も発生しており、人権にかかわる様々な課題が顕在化しています。加えて、人工知能（AI）の技術を用いた偽・誤情報が様々な分野で存在しており、デマやフェイク画像が拡散されるなどの問題も発生しています。

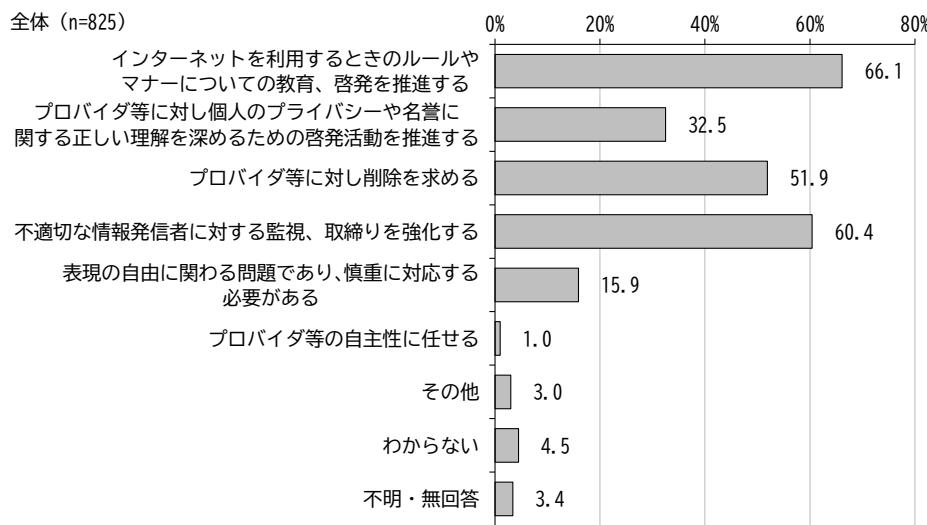
市民意識調査では、インターネット上の人権侵害として「他人を誹謗中傷する情報の掲載」が84.8%と最多で、次いで「SNSによる交流が犯罪を誘発する場になっていること」が56.4%と続き、市民の強い問題意識がうかがえます。一方で、18・19歳の年齢層では、プライバシー侵害や部落差別に関する情報への問題意識が他世代よりも低く、若年層への理解促進が今後の課題です。インターネットによる人権侵害を改善する対応策としては、「利用ルールやマナーに関する教育・啓発の推進」が66.1%、「不適切な情報発信者への監視・取締りの強化」が60.4%と高く、ネットリテラシー教育の充実や世代別の課題に即した啓発活動が重要です。インターネットを利用するすべての人が、情報発信の責任と倫理意識を持ち、差別や誹謗中傷が起こらないよう、今後も啓発活動を進めます。

図表36 | あなたは、インターネット上での人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか（年齢別）

		n	他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	SNS(LINEやX(旧Twitter)など)による交流が犯罪を誘発する場となっていること	検査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること	ネットポルノが存在していること	プライバシーに関する情報が掲載されること	リベンジポルノ(元交際相手などの性的画像を無断でネット上に公開する行為)が行われていること	特定の地域が被差別部落(旧同和地区)である、または、あつたと示唆するような情報が掲載されること
		n	%	%	%	%	%	%	%	%
全体		825	84.8	49.3	56.4	19.0	28.5	45.9	34.3	20.6
年齢 10歳階級	18・19歳	15	80.0	46.7	26.7	6.7	33.3	26.7	20.0	6.7
	20～29歳	74	85.1	50.0	52.7	21.6	35.1	48.6	36.5	18.9
	30～39歳	132	82.6	49.2	62.9	15.2	27.3	43.2	39.4	20.5
	40～49歳	137	88.3	59.9	65.0	25.5	35.0	45.3	44.5	21.9
	50～59歳	181	86.7	51.4	59.7	23.2	28.7	51.4	34.8	23.2
	60～69歳	138	89.1	47.1	52.2	18.8	26.8	48.6	29.7	22.5
	70歳以上	137	79.6	41.6	49.6	11.7	20.4	41.6	24.8	17.5
		n	障がいのある人に対する差別を助長するような情報が掲載されること	外国人に対する差別を助長するような情報が掲載されること	LGBT等の性的少数者に対する差別を助長するような情報が掲載されること	その他	そのような問題は起きていない	わからない	不明・無回答	
		n	%	%	%	%	%	%	%	%
全体		825	19.8	17.7	18.2	1.6	0.1	3.6	3.2	
年齢 10歳階級	18・19歳	15	26.7	20.0	13.3	0.0	0.0	0.0	6.7	
	20～29歳	74	27.0	28.4	29.7	4.1	0.0	5.4	0.0	
	30～39歳	132	19.7	16.7	18.9	2.3	0.0	3.8	0.8	
	40～49歳	137	18.2	17.5	21.2	2.2	0.7	0.7	2.9	
	50～59歳	181	19.9	21.0	13.8	1.1	0.0	3.3	1.1	
	60～69歳	138	16.7	16.7	21.7	0.7	0.0	1.4	5.1	
	70歳以上	137	20.4	10.9	12.4	0.7	0.0	7.3	6.6	

資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表37 | インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①インターネット上の人権問題に関する教育・啓発

○インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると、完全に消し去ることが極めて困難です。個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識を広げ、安心してインターネットを利用できるよう、インターネットの仕組みと危険性について市民に周知し、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図ります。また、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、京都府等と連携し、家庭や地域でのインターネットの適切な利用について教育・啓発を行います。

②インターネット上の人権侵害への相談・支援

○インターネット上の人権侵害は被害回復が困難な場合が多く、被害者が一人で悩まず、安心して相談できるよう、各種相談窓口の周知に努めるとともに、複雑化・多様化する相談内容に的確に対応するため、相談員や職員の研修を充実し、関係機関との連携を強化します。

③インターネット上の差別情報の監視と対策

○インターネット上の差別的な書き込みや動画、人権侵害にあたる情報等の拡散を防ぐため、京都府と連携し、定期的なモニタリング（監視活動）を実施します。モニタリングにより悪質な情報が発見された場合は、法務局や京

都府等の関係機関と連携し、削除要請を行います。

11 様々な人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

(1) アイヌの人々等

アイヌの人々については、2008年（平成20年）に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を受け、国はこれまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、2009年（平成21年）に報告書を取りまとめました。同報告書では、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるとした上で、偏見や差別の解消や新たな施策の円滑な推進のため、国民による正しい理解と知識の共有が必要であると指摘されています。

2019年（令和元年）には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）¹⁰⁵」が施行され、国及び地方公共団体に対し、教育活動や広報活動等を通じて、アイヌに関する国民の理解を深めよう努めることが求められました。

この法律に基づき、国は北海道白老町に「民族共生象徴空間（ウポポイ）」を2020年（令和2年）7月に開設しました。ウポポイは、国立アイヌ民族博物館や体験交流ホールを備えたアイヌ文化の復興と発信の中核拠点であり、伝統舞踊や工芸、アイヌ語の解説などを通じて、多くの来場者に対し文化の理解促進に寄与しています。

また、法律施行後は交付金を活用した奨学金制度や生活向上事業の拡充が進められ、北海道内の市町村やアイヌ施策担当機関への財政支援も強化されました。これにより、特に高校・大学進学率の向上や、伝統工芸（刺繍や木彫り）、古式舞踊の保存会活動への補助など、文化・教育両面での支援が着実に進められています。

引き続き、アイヌの人々について、民族としての誇りと先住性を尊重し、伝統と文化に関する知識の普及と啓発を推進します。

アイヌの人々を含め、我が国における地域や出身による多様な文化については、理解の低さから、いまだ心ない誹謗中傷を受けることがあります。正しい知識と、それぞれの文化を認め合う多文化共生の視点を持つことができるよう啓発していきます。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識が存在しており、親族であっても身元の引受けが難しい場合や、就労、住居の確保などの問題を抱えることが少なくありません。こうした課題に対応し、刑を終えた人が地域の人々の理解と協力を得て円滑に社会復帰できるよう、継続的な啓発の推進が求められます。

このような中で、2016年（平成28年）12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）¹⁰⁶」が施行されています。この法律により、国や地方公共団体には、再犯防止のための計画策定が推奨され、国は2017年（平成29年）に「第一次再犯防止推進計画」を、2023年（令和5年）に「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。この計画では、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援の実施など、総合的な施策が展開されています。また、これに呼応し、各地の自治体にも地域版の再犯防止推進計画の策定が進められており、出所者支援は国の「犯罪対策」から、地域の「福祉施策」へと裾野が広がってきてています。

京田辺市においても、2015年（平成27年）12月に開所された綾喜地区更生保護サポートセンター¹⁰⁷と隨時連携し、罪を犯した人及び非行のある少年の改善更生に向けた取組を進めています。また、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間には、綾喜地区保護司会と連携して、犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生に対する理解を深めるため、街頭啓発や講座など様々な活動を開催し、誰一人取り残さない安心・安全な地域社会の実現を目指しています。

(3) 北朝鮮当局における拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年（平成14年）9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国連においては、2003年（平成15年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国は2005年（平成17年）の国連総会決議を踏まえ、2006年（平成18年）6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）¹⁰⁸」を制定し、国や地方公共団体の責務とし

て、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

市民の拉致問題への関心と認識を深めるために、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（毎年12月10日～16日）を中心に、国や京都府とも連携して、拉致問題の周知啓発を推進します。

（4）ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、様々な原因によりホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人が、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人の人権への配慮が求められています。

なお、ホームレスに至る原因是、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースが多くあります。ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、2002年（平成14年）に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）¹⁰⁹」に基づいて策定される「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（2023年（令和5年）に新たに策定）を踏まえ、関係機関と連携・協力し、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法¹¹⁰」が2015年（平成27年）4月に施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス自立支援法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度などにより、自立支援を推進します。

（5）婚外子（非嫡出子）

結婚、家族に対する意識が多様化する中で、婚外子（非嫡出子）¹¹¹については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりました。また、民法等の嫡出推定制度見直しを盛り込んだ改正法が、2022年（令和4年）12月10日に可決、16日に公布され、2024年（令和6年）4月1日から施行されました。これにより、母の再婚後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定されるなど、無戸籍問題の解消を目指しています。加えて、施行前に生まれた子や母も、施行日から1年間は嫡出否認の訴

えが可能となりました。

婚外子（非嫡出子）であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発を推進します。

12 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかる課題

(1) 個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがあります。

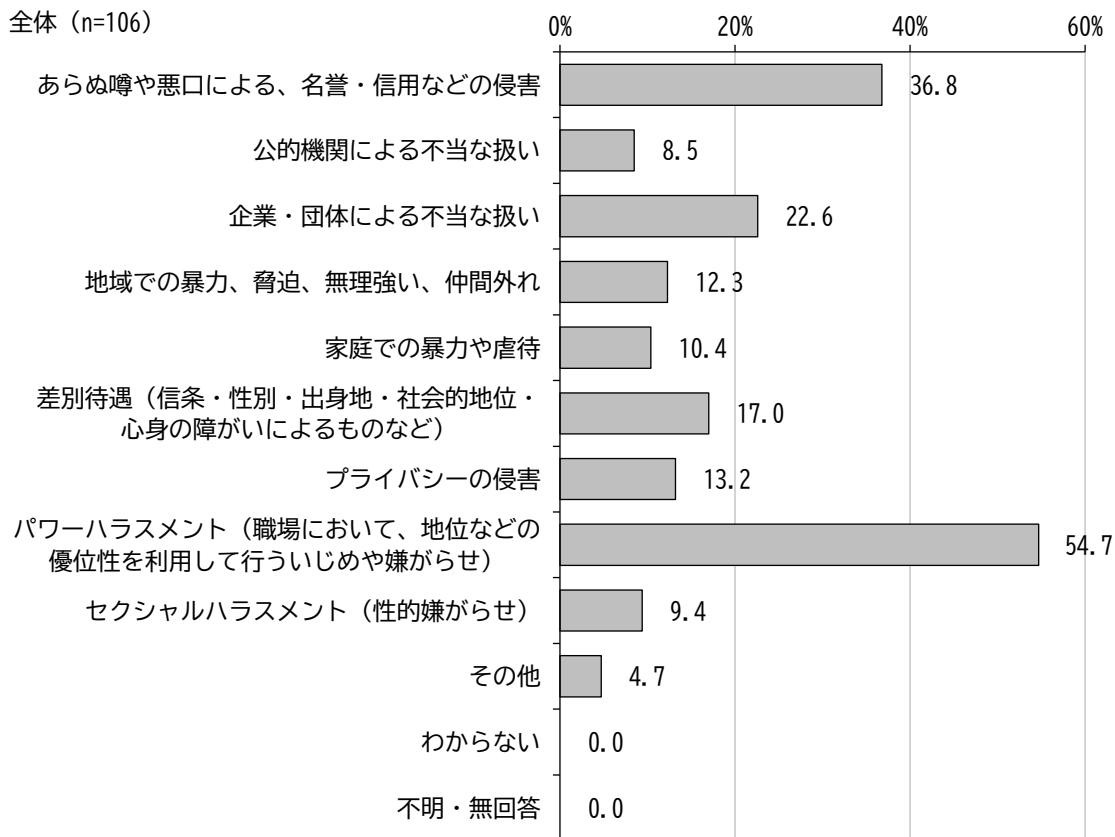
個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障がいとなるのですが、コンピュータウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、2003年（平成15年）に施行された「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）¹¹²」により、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。2020年（令和2年）に同法は改正され、2022年（令和4年）、2023年（令和5年）に施行されていますが、個人情報の利用停止・消去等の請求権が拡充されたほか、漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれがある事態については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されました。

京田辺市においては、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを定めた「京田辺市個人情報保護条例」を2003年（平成15年）に施行し、その後、罰則対象の拡大や重罰化のほか、個人番号を内容に含む個人情報である特定個人情報の適正な取扱いを定めるなど同条例を改正し、本市における個人情報の取扱いの適正化に努めてきました。2025年（令和7年）2月には、近年情報漏えいや不正アクセスが増加していることも踏まえ、保有個人情報、個人番号及び特定個人情報の適切な管理について、必要な事項を定めた「京田辺市保有個人情報等の管理に関する規程」を制定しました。

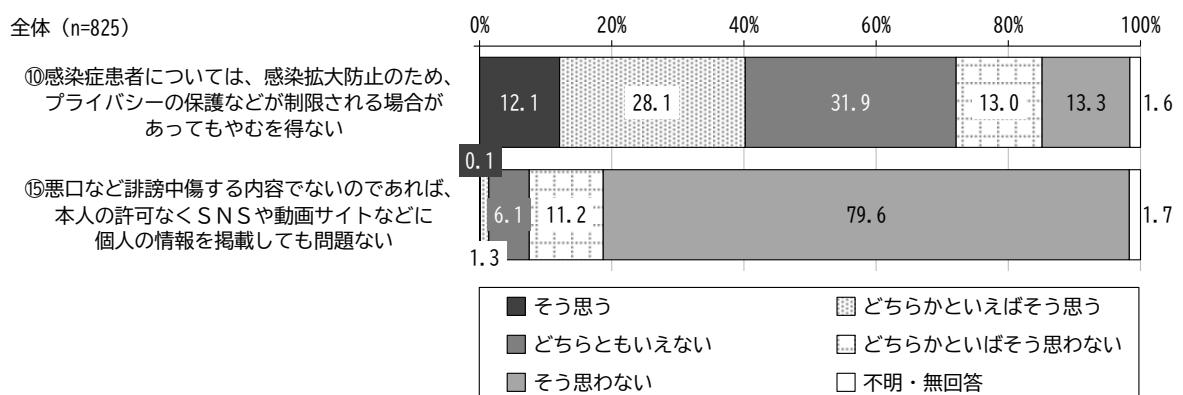
市民意識調査では、過去5年間に人権侵害を受けたと感じたことがある市民のうち、13.2%がプライバシーの侵害を経験したと回答しています。「悪口など誹謗中傷する内容でないのであれば、本人の許可なくSNSや動画サイトなどに個人の情報を掲載しても問題ない」という考え方に対しては、約9割の市民が否定しており、市民のプライバシー保護意識の強さがうかがえる一方、「感染症拡大防止のためには、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」という考え方を肯定する声は約4割となっており、状況による認識の揺れも見られます。引き続き、個人情報を適切に取り扱うための幅広い教育・周知を進めていくことが求められます。

図表38 | (過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがある人に対して)
それは、どのような人権侵害でしたか



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

図表39 | 人権の尊重や侵害について、あなたの考え方を教えてください



資料：「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査（2025年（令和7年）1月実施）

【施策の方向】

①適正な取扱い

○「京田辺市個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施にあたっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

②身元調査の防止

○個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によつては、結婚や就職において重大な人権侵害にあたる極めて深刻な問題であり、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、市民や関係者への啓発を推進します。

○身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得されることを防止するために、京田辺市では、2014年（平成26年）6月から「事前登録型本人通知制度¹¹³」を導入しています。この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて引き続き市民への啓発を推進します。

（2）安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章¹¹⁴」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働く職場環境を整えることが必要です。しかし、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント¹¹⁵が問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。また、2025年（令和7年）6月に成立した「労働

施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）¹¹⁶」の改正法では、顧客による暴言や過剰な迷惑行為などが従業員に精神的・身体的苦痛を与えるカスタマーハラスメント¹¹⁷への対策が盛り込まれています。

厚生労働省の報告によると、都道府県労働局へのハラスメントに関する相談件数は年々増加傾向にあり、2023年度（令和5年度）時点で134,244件となっています。これまでいじめや嫌がらせに関する相談が全体の大部分を占めていましたが、2020年度（令和2年度）の「労働施策総合推進法」改正施行によってパワー・ハラスメント対策が義務化されてからは、パワー・ハラスメントに関する相談が増加傾向にあります。京都労働局の民事上の個別労働紛争における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数に関しても、2023年度（令和5年度）は前年度より約12%増加した1,993件となっており、引き続き喫緊の対応が必要な課題となっています。

市民意識調査では、人権侵害を経験した回答者のうち、約半数がその内容としてパワー・ハラスメントを挙げており、職場における人権問題の深刻さが浮き彫りとなっています。特に40～50歳代の経験率が高く、男性の方がやや多い傾向も見られます。また、全体の36.1%が企業での人権尊重の取組支援を重視しており、成人向け人権啓発の機会の不足や、意識の低い層への働きかけの難しさも課題として指摘されています。

図表40 | (過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがある人に対して)
それは、どのような人権侵害でしたか(性別・年齢別)

		n	あらぬ噂や悪口による、名譽・信用などの侵害	公的機関による不当な扱い	企業・団体による不当な扱い	地域での暴力、脅迫、無理強い、仲間外れ	家庭での暴力や虐待	差別待遇(信条・性別・出身地・社会的地位・心身の障がいによるものなど)
			%	%	%	%	%	%
全体		106	36.8	8.5	22.6	12.3	10.4	17.0
性別	男性	40	40.0	12.5	20.0	15.0	7.5	17.5
	女性	58	34.5	5.2	19.0	10.3	13.8	15.5
	()	6	33.3	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7
年齢 10歳階級	18・19歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳	6	50.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0
	30～39歳	18	27.8	0.0	22.2	11.1	16.7	27.8
	40～49歳	24	41.7	12.5	29.2	12.5	4.2	12.5
	50～59歳	30	33.3	10.0	20.0	13.3	6.7	6.7
	60～69歳	16	50.0	12.5	18.8	18.8	12.5	25.0
	70歳以上	9	22.2	11.1	11.1	0.0	22.2	33.3

		n	プライバシーの侵害	パワーハラスメント(職場において、地位などの優位性を利用して行ういじめや嫌がらせ)	セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)	その他	わからない	不明・無回答
			%	%	%	%	%	%
全体		106	13.2	54.7	9.4	4.7	0.0	0.0
性別	男性	40	15.0	62.5	10.0	5.0	0.0	0.0
	女性	58	12.1	46.6	10.3	5.2	0.0	0.0
	()	6	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢 10歳階級	18・19歳	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳	6	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～39歳	18	5.6	50.0	22.2	0.0	0.0	0.0
	40～49歳	24	16.7	66.7	4.2	8.3	0.0	0.0
	50～59歳	30	6.7	73.3	10.0	3.3	0.0	0.0
	60～69歳	16	12.5	43.8	12.5	0.0	0.0	0.0
	70歳以上	9	22.2	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0

資料:「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査(2025年(令和7年)1月実施)

【施策の方向】

①ハラスメント対策

○パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、企業・事業所に対する広報・啓発を推進します。

②ワーク・ライフ・バランスの取組

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、様々な行政分野が連携して、市

民意識の一層の醸成を図るとともに、育児休業や介護休業の取得促進も踏まえながら、企業・事業所に対する広報・啓発に努めます。

③選考過程における人権の尊重

○性別や障がいの有無などによる差別をすることなく、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考を徹底することについて、企業・事業所に対する広報・啓発を推進します。

(3) 自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など、様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生の様々な場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

上記のような状況を踏まえ、国は、自殺対策を総合的に推進することを目的として、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法（自殺対策法）¹¹⁸」を施行し、平成19年（2007年）には政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。この大綱はおおむね5年を目途に見直しを行うこととされており、2022年（令和4年）10月に閣議決定された新たな大綱では、こどもや若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化などが新たな取組として加えられています。

【施策の方向】

①総合的な自殺対策の推進

○「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、京都府と連携し、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

○2019年（平成31年）3月には、誰もが自殺に追い込まれないまちを目指し、それを実現するための重点的な柱と、それに沿った具体的な取組を定め、自殺対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「京田辺市“生きる”支援計画—京田辺市自殺対策計画—¹¹⁹」を策定、2024年（令和6年）

3月には第2期計画を策定しました。この計画に基づき、各事業を展開していきます。

②人材の養成

○ゲートキーパーなど、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることのできる人材を育成します。

③相談その他の支援の提供体制の充実

○ひとやすみコール（相談専用電話）による電話相談を実施し、相談事業の充実を図ります。また、インターネットや携帯電話を用いて自分で簡単にメンタルヘルスチェックができるシステム「こころの体温計」により、自殺の要因の一つであるうつ病などを自ら早期に発見する機会をつくるとともに、相談窓口について周知を図ります。

（4）災害時の配慮

【現状と課題】

体育館などに指定されている指定避難所は、その多くが本来の用途に基づいて設計されているため、高齢者や障がいのある人、乳幼児を抱える家庭などの災害時要配慮者が長期にわたって生活する場としては、十分な環境が整っていないのが実情です。2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、災害関連死が多数発生し、生活環境が原因で健康を著しく損なう深刻な事例が報告されました。

また、2016年（平成28年）の熊本地震では、避難所の環境が整っていないことから、倒壊のおそれがある自宅にとどまったり、車中泊を強いられる要配慮者が続出し、指定された福祉避難所に避難者が殺到した結果、本来の機能を十分に発揮できなかったという課題も明らかとなりました。このような事態を防ぐには、避難所環境の向上に努めるとともに、災害発生直後に要配慮者を含む、すべての住民が安心して過ごせる避難所の整備が求められています。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、避難所での感染拡大防止に向けた受付時のスクリーニング、動線分離、分散避難の周知なども重要な課題となっています。また、気候変動の影響により、風水害の頻発化・激甚化が進む中、京都府との連携のもとで地域ごとの災害リスクを住民全体で共有し、区・自治会や自主防災組織などを中心に、的確な避難誘導ができる人材の育成とともに、災害時要配慮者を含めた避難の実効性の確保が課題です。

さらに、2024年（令和6年）1月1日に発生した能登半島地震では、インターネット上に偽・誤情報が拡散され、社会不安の助長や救援活動の妨げとなる

事態が発生しました。これを受け、法務省及び総務省はSNS公式アカウントを通じて、正確な情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるとともに、真偽不明の情報を安易に拡散しないよう注意を促しました。併せて、総務省は主要なSNSプラットフォーム事業者に対して、利用規約を踏まえた適正な対応を行うよう要請しています。災害時の誤情報対策も、被災者の人権擁護と安全確保に直結する課題であり、今後の災害対応における重要な視点となっています。

【施策の方向】

①避難所の体制整備

○いざという災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面（人材の養成）にも取り組み、要配慮者を含むすべての人が安心して過ごすことができる避難所の体制整備を推進します。

②避難体制の強化

○要配慮者の避難を円滑に行うため、個別避難計画の作成を促進します。避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティア等の活用を進めるとともに、在宅の高齢者、障がいのある人、難病者、妊娠婦・乳幼児、外国人、LGBT等の性的少数者等へのきめ細かな配慮がなされるよう、京都府と連携して対応を進めます。

○水害時等に円滑に住民が避難できるよう、被害想定のある地域において作成した地域版ハザードマップの周知に努めます。また、災害時に適時的確に避難を促すために、区・自治会や自主防災組織等が中心となり地域で災害時要配慮者への対応を含めた各種訓練の取組を支援します。

③災害時における誤情報拡散の防止

○災害時など社会的な混乱が発生した際、インターネットやSNSを通じたデマや誤った情報の拡散は、重大な人権侵害につながります。不確かな情報に惑わされず、誰もが冷静な判断のもと行動できるよう、行政から正確な情報を迅速に発信します。併せて、学校や地域、家庭など様々な場を通じて、情報を正しく判断し活用する能力（情報リテラシー）を高める教育・啓発を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

京田辺市においては、前章で挙げた様々な人権問題について常に配慮とともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にした取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の視点」に基づき、それぞれが主体的な取組の中から、

- ・ 人権を自分自身にかかわる具体的な権利として理解することができる
- ・ 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ・ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、「多様なきっかけづくり」として様々な機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

加えて、各分野における人権課題については、就学前施設や学校、地域社会や家庭、企業や職場など、あらゆる場面において人権教育・啓発の推進とその課題に対応する取組を進めていくことが重要です。とりわけ、教職員や行政職員など、日常的に教育や市民対応に携わる立場にある人々が、これらの課題について理解を深めることができることから、様々な人権に関する取組が継続的に浸透するよう努める必要があります。

人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をして取組を進めます。さらに、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

また、人権教育・啓発は人々の心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

そして、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、差別解消に向けた取組をさらに進め、すべての住民の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指すため、2025年（令和7年）4月に京都府が施行した「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」の内容を踏まえ、条例の制定に向け取組を進めていきます。

「計画的かつ総合的な人権教育・啓発の推進」の体系図

人権教育・
啓発推進の
基本方針

- ・一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ・共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ・生涯学習としての人権教育・啓発

1 あらゆる場を通じた 人権教育・啓発の推進

- (1) 就学前施設
- (2) 学校
- (3) 地域社会
- (4) 家庭
- (5) 企業・職場

2 人権に関する 職業従事者に対する 研修等の推進

- (1) 教職員・社会教育関係者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 消防職員
- (4) 市職員

3 指導者の養成

4 人権教育・啓発資料等の整備

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

6 調査・研究結果の活用

7 相談機関相互の連携・充実

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 就学前施設

【これまでの取組】

京田辺市では、少子化が進む一方で生活観の変化等により女性の就労意向が高まり、保育所への入所需要の増加や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育などの保育サービスの充実を図るほか、待機児童対策の取組を進めるとともに、積極的な人権教育・啓発の推進に努めています。

保育所・幼稚園・認定こども園をはじめとする就学前施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針¹²⁰や幼稚園教育要領¹²¹などに基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

就学前施設においては、ほかの乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達とのかかわりを深め思いやりを持つようすることなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

【現状と課題】

就学前施設においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、ほかの乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、就学前施設における保育の一層の推進が期待されていることから、保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

また、「子ども基本法」や「子どもの権利条約」を踏まえ、「子ども・若者は権利の主体である」という認識に基づき、「人権とは何か」、「自己や他者の人権を守るとはどういうことか」を子どもたちに分かりやすく伝えることも重要となっています。

一方で、2024年（令和6年）に公布された「子ども性暴力防止法」において、児童への性暴力防止に向けた措置が学校設置者等及び民間教育保育等事業者に義務付けられたことを受け、教員等への研修や児童が相談しやすい体制の

整備、被害が疑われる場合の調査や保護など、児童を性暴力から守るための取組を進めが必要となっています。

【施策の方向】

今後とも、保育所保育指針や幼稚園教育要領などに基づき、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、ほかの乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、「ハートフルフェスタ」におけるこどもたちの人権尊重に関する作品展示をはじめ、こども自身が意見を表明できる機会の創出に取り組みます。

併せて、職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

【これまでの取組】

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進に努めています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、お互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権や部落差別（同和問題）など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する技能や態度を育成することや、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫を図ること、人権教育資料や人権教育指導事例集等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも焦点を当てながら、人権教育を推進しています。

【現状と課題】

学校においては、学校や地域の実態・課題の状況等を把握して、人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進していく必要があります。

また、児童生徒が、学習したことが知的理解にとどまることなく、部落差別（同和問題）など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権意識を高揚させるとともに、その解決に向けて実践できる意識・意欲・態度を育成する学習を実施していく必要があります。

さらに、教職員が人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、人権教育に関する実践力・指導力の向上を図るための研修の充実に努める必要があります。

併せて、社会状況の急激な変化に伴い、こどもに関する人権問題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知識を活かした支援やケアを行うなど、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

また、「こども基本法」の内容を踏まえ、子ども自身の意見を尊重する意識の浸透、子ども自身が意見を表明できるような教育の実施や機会の提供も求められています。

一方で、2024年（令和6年）に公布された「こども性暴力防止法」において、児童生徒への性暴力防止に向けた措置が学校設置者等及び民間教育保育等事業者に義務付けられたことを受け、教員等への研修や児童生徒が相談しやすい体制の整備、被害が疑われる場合の調査や保護など、児童生徒を性暴力から守るために取組を進めることが必要となっています。

【施策の方向】

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒の発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神が自然に身に付くことが図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領¹²²」や「京都府教育振興プラン¹²³」「学校教育の重点¹²⁴」「京田辺市教育の方針¹²⁵」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくんでいきます。こうした基本的な認識に立ち、あらゆる教育活動を通して、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

①修学の保障と希望進路の実現

○一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けることができるよう、学校の組織的な対応の充実を図ります。

②学習内容・指導方法

○人権教育は、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどをを目指して、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

○いじめや差別などの人権侵害に対し、傍観せず、皆の問題としてとらえるよう指導し、学校外の人権相談窓口についても周知します。

③研究実践成果の活用

○人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、その成果を学習教材や啓発資料等として効果的な活用を進めます。

④主体的活動や体験活動の実施

○社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

○家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむための多様な体験活動の機会の充実に努めます。

○児童生徒が自身の想いや意見について、地域や社会、行政に対して表明できるような機会の創出に努めます。

⑤教育環境の整備と研修の深化

○こどもたちに人権尊重の精神が自然と身に付くように、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、こどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。また、「京田辺市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

○児童生徒への性暴力を未然に防ぐため、教員等への研修の実施や、相談しやすい環境の充実に取り組むほか、被害発覚後の調査や被害を受けた児童生徒の保護など、迅速な措置が可能な体制の整備を進めます。

(3) 地域社会

【これまでの取組】

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、こどもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

京田辺市では、ライフステージに応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備・活用や学習機会の提供に努めています。また、中央公民館等の社会教育施設及び三山木福祉会館を中心として、人権

教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

そのため、人権啓発資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた研修を実施しています。

このほか、すべての人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

【現状と課題】

地域社会には、部落差別（同和問題）など様々な人権問題が存在するとともに、社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような中で、地域社会のあらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。

さらに、様々な人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会教育関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

また、ライフステージに応じ、あらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めため、学習教材の整備・活用を図るとともに、社会性や人間性をはぐくみ人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会を確保することが必要です。

外国籍住民の増加が近年見られることを踏まえ、共生の意識づくりに向けた取組の一層の推進も重要となっています。

【施策の方向】

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興に向けた各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

①学習機会の提供

○部落差別（同和問題）など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設及び三山木福祉会館を拠点として、人権に関する多様な学習機会を提供します。また、人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めます。

②指導者の資質の向上

○研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

③多様な体験活動の実施

○学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、「人権の花運動¹²⁶」や「地域の居場所づくり」、「地域学校パートナーシップ事業」、「放課後子ども教室」など多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

【これまでの取組】

家庭は、こどもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善惡の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

京田辺市では、京田辺市こども家庭センター内に「家庭児童相談室」を設置し、家庭での子育てに関する悩みなどの相談に応じてきましたが、家族規模の縮小や少子化が進行する中で、保育所・幼稚園・こども園のほかに、より地域での子育て家庭を支援する拠点として「地域子育て支援センター」を3ヶ所、「子育てひろば」を1ヶ所設置し、より幅広い子育てに係る相談に応じています。

さらに、2025年（令和7年）4月からは、伴走型支援の更なる強化のため「地域子育て相談機関」を開設しています。居住場所の近距離で相談の敷居が低く、妊産婦・子育て世帯・こども自身との接点を増やすことで子育て世帯等が抱く不安解消や状況把握の機会を増加することを目的とし、誰もが気軽に相談出来る身近な相談機関でこども家庭センターを補完するものとし、家庭が抱える不安や悩みを傾聴しつつ、子育て等に関する情報の提供することで、児童虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐことを目指します。

また、教育委員会に、「こども・学校サポート室」を設置し、人権教育をはじめ、「親のための応援塾」、「子育て理解講座」など様々な事業を通じ、家庭・地域・学校のつながりを深めるための支援に努めているとともに、「京田辺市要保護児童対策地域協議会」を組織し連携の推進に努めています。

【現状と課題】

京田辺市では、大規模な住宅開発等による子育て世帯の転入者数が増加していますが、日本全体では少子化の傾向にあり、本市の子どもの人口はほぼ横ばいの状況にあります。また、家族構成においても核家族が増え、共働き世帯が多く、地域とのつながりは希薄化の傾向にあります。

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、保護者の中には孤立感を抱く人も増えています。ゆとりを持って安心して子育てすることが難しくなることは、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など、家庭教育の機能の低下の問題を招き、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。また、保護者自身が適切な養育を受けておらず、そのことが子どもの心身に影響を及ぼしているケースも見られます。

また、前述の市民意識調査結果でも確認したとおり、男性と女性の間での役割分担の枠組みが依然として見られることを踏まえ、家事分担や育児など、家庭内における男女共同参画の啓発も引き続き必要となっています。

【施策の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者に対して、家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、「京田辺市こども家庭センター」を中心として、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制のネットワークづくりを推進します。

さらに、家庭内における暴力や虐待、ヤングケアラーなどの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、問題の早期発見や相談活動機能の充実に努めます。

(5) 企業・職場

【これまでの取組】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として、人権が尊重される社会の実現に向け重大な責任を担っています。

京田辺市では、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、啓発資料の配布や啓発ビデオの貸出し、講演会の周知などを行っています。

また、府南部15市町村区域内で、本市をはじめとする行政、企業、各種団体で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）」において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

【現状と課題】

各企業においては、近年高まっている「ビジネスと人権」に関する国際的な要請として、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護等、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現にあたって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。この国際的な要請は、企業が自らの事業活動やサプライチェーン全体において、人権への負の影響を特定し、予防し、軽減するための人権デュー・ディリジェンスを導入・実践すること、並びに人権侵害が発生した場合に被害者が効果的な救済にアクセスできる仕組みを構築することを含みます。

一方で、職場における様々なハラスメントの発生をはじめ、年齢、性別、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認等の違いにかかわらず、多様な人材が能力を発揮できる職場環境の整備不足、長時間労働など、労働環境に起因する心身の不調者の増加が社会問題として注目されており、これらの問題を是正していく取組もまた企業に対して求められています。

企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識の更なる高揚を図るための取組が必要です。特に、そこに働く労働者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

【施策の方向】

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼されるとともに、企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。企業が、こうした認識に立って、「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際的要請を常に踏まえ、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、啓発に取り組みます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業・事業所における人権デュー・ディリジェンスの導入及び実践を促すことができるよう、職場における自主的な人権意識の高揚を図るために広報・啓発に努めます。

2 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権教育・啓発を実効的に進めるためには、社会のあらゆる場面において人権尊重の理念が実践されることが求められており、とりわけ人権にかかわりの深い職業に従事する人々に対する研修の充実が不可欠です。京田辺市においては、教職員、社会教育関係者、保健福祉関係者、消防職員、市職員を中心に、人権に配慮して業務が遂行されるよう、研修等を通じて重点的に教育・啓発を推進しています。

国の新たな基本計画においても、教職員や医療・福祉職、公務員、警察・消防、自衛官などを含む広範な職種に対する人権教育・啓発の重要性が強調されています。関係機関では、過去の問題事例を踏まえて原因分析を行い、再発防止につながる研修内容の強化や教材の充実が求められています。

また、行政府に限らず、議会関係者、司法関係者、マスメディア関係者においても同様に人権への理解を深める取組が求められており、行政としても講師紹介や情報提供等の協力をしていくことが重要です。さらに、「ビジネスと人権」の観点からは、企業も人権尊重の責任を負う主体として、業種や規模を問わず幹部層を含めた研修の実施が推奨されており、行政による支援や促進が求められています。

今後も、本市では、社会の変化や課題に即した研修の充実を図りながら、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指していきます。

(1) 教職員・社会教育関係者

【これまでの取組】

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや、人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

こうしたことから、教職員に対しては、「京田辺市人権教育研究会」を中心に教育活動全体の中で基本的人権を尊重する人権問題研修を計画的に進めるとともに、同和教育をはじめとした人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形で

の指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

【現状と課題】

子どもたちに豊かな人権感覚、高い人権意識をはぐくむためには、教職員が重要な役割を担っています。そのため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識が持てるよう、研修時間の確保が必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識を持った教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図ることが求められます。また、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

近年の児童生徒におけるスマートフォンの普及を背景として、インターネット上のいじめや誹謗中傷などに対する対応力強化と、児童生徒だけでなく教職員自身も含めて、「責任ある情報発信」に関する意識啓発・研修が必要となっています。

また、2024年(令和6年)に公布された「こども性暴力防止法」において、児童への性暴力防止に向けた措置が学校設置者等及び民間教育保育等事業者に義務付けられたことを受け、教員等への研修や児童が相談しやすい体制の整備、被害が疑われる場合の調査や保護など、児童を性暴力から守るための取組を進めることができます。

社会教育関係職員及び社会教育関係者は、地域社会において人権学習を積極的に推進していく指導者として、資質の向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消、児童生徒の性被害防止のために、各種手引き・ハンドブックを活用した校内研修の充実に努めます。

さらに、教職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を持ち実践すること、部落差別(同和問題)などの人権問題をはじめ、性的指向・性自認、インターネット上の誹謗中傷、多様な背景を持つ人々への対応など、新しい人権課題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう、教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を

広げられるような機会の充実を図っていきます。

さらに、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。

(2) 保健福祉関係者

【これまでの取組】

市民の最も身近な相談相手であり、こども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い保健福祉関係職員をはじめ、民生委員・児童委員¹²⁷、社会福祉施設職員等に対し、人権意識の高揚を目的とした市主催の研修や、関係機関等が行う研修に積極的に参加するよう呼びかけています。

【現状と課題】

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

人権意識に立脚した判断力と行動力が求められていることから、保健福祉関係者の人権意識向上をより一層図るため、今後も市が行う人権教育・研修や、関係機関等が行う人権教育・研修に積極的に参加するよう促進していきます。

(3) 消防職員

【これまでの取組】

消防職員については、消防学校において、各教育課程の中で人権に関する研修を受講しているほか、現場で適切な対応が行えるよう各種研修を受講しています。

また、市職員としても職員研修を行うなど、人権研修の充実を図っています。

【現状と課題】

消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向

けた教育をより一層充実させることができます。

【施策の方向】

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行うよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の一層の充実を図ります。

(4) 市職員

【これまでの取組】

京田辺市職員に対しては、人権尊重の理念や部落差別（同和問題）など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて主体的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

また、ハラスメントや個人情報保護、インターネット上の人権侵害やLGBT等の性的少数者への対応、多文化共生への配慮、災害時の要配慮者支援における配慮など、近年注目される人権問題について、すべての市職員が理解し、適切に対応できる能力を強化することもまた求められています。

【施策の方向】

市職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進するとともに、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても部落差別（同和問題）など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

加えて、ハラスメント防止研修や、個人情報保護研修の強化など、今日の人権問題について、すべての市職員に対して理解浸透の取組を進めています。

3 指導者の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。この指導者の育成にあたっては、指導者自身や彼らがかかわる組織内において人権侵害の未然防止を図り、人権尊重の理念を徹底するという具体的な目的意識を持って取り組むことが重要です。

このため、今後とも、指導者養成を含めた研修の内容・方法について、より効果的な研修プログラムや研修教材の充実を図り、体験的・実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を凝らして指導者の養成に努めます。その際、人権教育・啓発活動がその効果を十分に發揮できるよう、市民の自主性を尊重し、教育・啓発における中立性を確保することに十分配慮し、特に民間の専門機関や講師等の人材を活用する際には、その中立性に留意します。

4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等の整備・充実が不可欠です。京田辺市では、LGBT等の性的少数者に関する正しい知識や相談窓口を紹介したリーフレット「LGBT（性的少数者）について知ろう・考えよう～多様な性～」等の冊子を独自に作成しました。今後とも、これまで取り組んできた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、就学前施設、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料等の整備を推進するほか、新たに顕在化する人権問題についても、早期に市民へ教育・啓発できるよう、情報の収集に取り組みます。

学習教材・啓発資料等の作成等にあたっては、人権に関する国内外の情勢が時の経過とともに変遷するものであることを踏まえ、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、インターネット等のIT関連技術も活用しつつ、時代の流れを反映した文書や国内外の新たな文献・資料の収集・整備に努めます。また、従来必ずしも調査研究が十分ではなかった分野に関するものについても、積極的に収集を図ります。日常生活の中で当然のこととして受け入れられてきた風習や世間體などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまでぐくまれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。国及び京都府、公益財団法人人権教育啓発推進センター等が発信・作成している各種資料等につい

ても、その積極的な活用を図ることで、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することを目指します。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の人々を対象とし、対象者の理解度に応じて粘り強く実施することが必要です。特に、人権の意義や重要性を正しく理解し、人権感覚をはぐくみ、様々な人権問題を身近なこととしてとらえる意識を社会全体に根付かせ、日常生活における行動変容につなげることが極めて重要です。

人権教育では、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であるため、生涯学習の視点に立ち、人格が形成される早い時期から人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう、発達段階や地域の実情に応じて学校教育と社会教育が連携し、教職員や社会教育関係者、保護者向けの資料を有効活用して取り組みます。

人権啓発においては、対象となる市民の世代や関心度、理解度に配慮し、「法の下の平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点と、具体的な人権課題に即した個別的な視点を組み合わせます。親しみやすいテーマや分かりやすい表現を工夫し、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けることや、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの手法を積極的に取り入れます。特に、地域の実情に関連の深い事例は、住民が人権をより身近に感じ、理解を深めることにつながります。

さらに、ワークショップや体験活動などの主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるよう努め、新聞等のマスメディアや、インターネット、SNSなどのIT関連技術を活用した多様な情報発信に努めます。

人権強調月間¹²⁸（毎年8月）及び人権週間¹²⁹（毎年12月4日～10日）等に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学べるよう、明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進にあたっては、最新の調査・研究の成果を踏まえることも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている

公益財団法人世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、市民が人権問題に直面した際に、関係機関との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたこととも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京田辺市では、これまで、「なやみごと（人権・行政）相談」をはじめ、弁護士による法律相談、女性の相談室、消費生活相談など様々な相談窓口を設け、市民からの相談に対応してきました。今後は、これらの取組をさらに強化し、多様な人権課題に対応できるよう、相談体制の充実と相談機関相互の連携を一層図ります。

具体的には、法務局等の国の機関、京都府、人権擁護委員¹³⁰や市などの相談機関に加え、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関、保育所や児童館などの児童福祉施設及び公民館などの社会教育施設といった人権教育・啓発の具体的な実施主体との連携も強化していきます。これにより、各市町村の区域を越える問題などが発生した場合においても、市民が適切に安心して相談できる体制を整えるという観点から、人権にかかわる様々な相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。

また、公益法人、特定非営利活動法人や民間のボランティア団体、企業等といった人権擁護分野の多様な主体との連携の可能性についても検討し、協働を進めることが必要です。

相談員研修会等への参加による相談技能の向上や情報交換を通じて、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。これらの連携推進においては、人権教育・啓発における自主性を尊重し、中立性が保たれるよう、十分配慮します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

京田辺市における全庁的な組織として、京田辺市人権教育・啓発推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。また、この計画の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、市町村等の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的・積極的な取組の展開を図りつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府内においては、府、市長会をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議¹³¹」や、府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会¹³²」、京都地方法務局・京都府人権擁護委員連合会、関係市町で構成する「京都府人権啓発活動ネットワーク協議会¹³³」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動が展開しています。また、山城地域の15市町村と民間団体、企業で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）」では、関係部局などが緊密な連携を図りながら、広域的な人権啓発・教育に取り組んでいます。

今後も、連携を図り、広域的に人権教育・啓発の推進に努めます。

3 計画に基づく施策の点検

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。このため、計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図ります。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、京田辺市各所属における人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を今後の施策に適正に反映できるよう、京田辺市人権教育・啓発推進本部において、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

■参考資料■

1 世界人権宣言

(1948年(昭和23年)12月10日 第3回国際連合総会採択)

(前文)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、

権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認さ

されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあるかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抜粋）

（1946年（昭和21年）11月3日公布 1947年（昭和22年）5月3日施行）

（前文中段）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3章 国民の権利及び義務

第11条（基本的人権の享有と本質）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第18条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、

その意に反する苦役に服させられない。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条（生存権、国の生存権保障義務）

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第29条（財産権）

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条（憲法尊重擁護義務）

天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」
この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面的意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

4 京都府人権尊重の共生社会づくり条例

(2025年(令和7年)4月1日 京都府条例第8号)

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権尊重の共生社会づくり 府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成することをいう。
- (2) 人権尊重の共生社会づくり施策 人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策をいう。
- (3) 推進計画人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条の規定による施策を策定し、及び実施するために府が策定する人権教育及び人権啓発に関する計画をいう。

(基本理念)

第2条 人権尊重の共生社会づくりは、人権教育・啓発推進法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。
- (2) 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
- (3) 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- (4) 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- (5) 人権に関する相談に的確に対応するものであること。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(市町村への協力)

第4条 府は、人権尊重の共生社会づくりの推進のため、人権尊重の共生社会づくり施策を実施する市町村に対し、情報の提供その他の必要な協力をを行うものとする。

(府民及び事業者の責務)

第5条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民及び事業者は、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第6条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画において、次に掲げる事項（以下「基本的事項」という。）を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方
 - (2) 人権尊重の共生社会づくり施策の目標
 - (3) 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 知事は、基本的事項を推進計画に定めるに当たっては、次条第1項の規定による懇話会における意見交換を行うほか、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、基本的事項を推進計画に定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画に定められた基本的事項を変更する場合について準用する。

(懇話会)

第7条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について専門的な知見を有する者と府とが意見を交換するための懇話会を開催するものとする。

2 府は、前項の規定による懇話会における意見交換の内容を参考として、人権尊重の共生社会づくり施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に推進計画に基本的事項が定められている場合において、当

該推進計画が基本理念に即し、かつ、その策定について第6条第2項及び第3項に規定する措置に準じる措置が講じられたものとして知事の指定を受けたものであるときは、当該指定に係る推進計画は、同条第1項から第3項までの規定により基本的事項が定められたものとみなす。

5 計画の推進体制

(1) 京田辺市人権教育・啓発推進本部設置要綱

(平成17年京田辺市告示第148号)

(設置)

第1条 人権教育のための国連10年京田辺市行動計画の取組を継承し、発展させ、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づく國の人権教育・啓発に関する基本計画及び新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、京田辺市人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、計画を総合的かつ効果的に進めるため、京田辺市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に定める事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進のための連絡及び調整に関すること。
- (4) その他人権教育及び人権啓発の推進に向けた施策に関すること。

(組織及び職務)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 副本部長は、副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充て、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、人権啓発担当副市長がその職務を代理する。

4 本部員は、部長の職にある者から本部長の指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに開催する。

2 推進本部の会議の議事の進行及び管理は、本部長が行う。

3 本部長は、必要があるときは、本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営のため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、人権啓発担当部長及びそれに相当する職にある者並びに別に指名する人権教育及び人権啓発に関する担当課長等をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は人権啓発担当部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は幹事長が指名し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第6条 幹事会の円滑な運営のため、幹事会の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会に事務局長を置き、人権啓発担当課長をもって充てる。
- 3 作業部会に事務局次長を置き、社会教育担当課長及び三山木福社会館長をもって充てる。
- 4 作業部会の委員は、別に指名する課等の実務担当職員をもって充てる。
- 5 作業部会の会議は、必要に応じて事務局長が招集し、その議長となる。

(庶務)

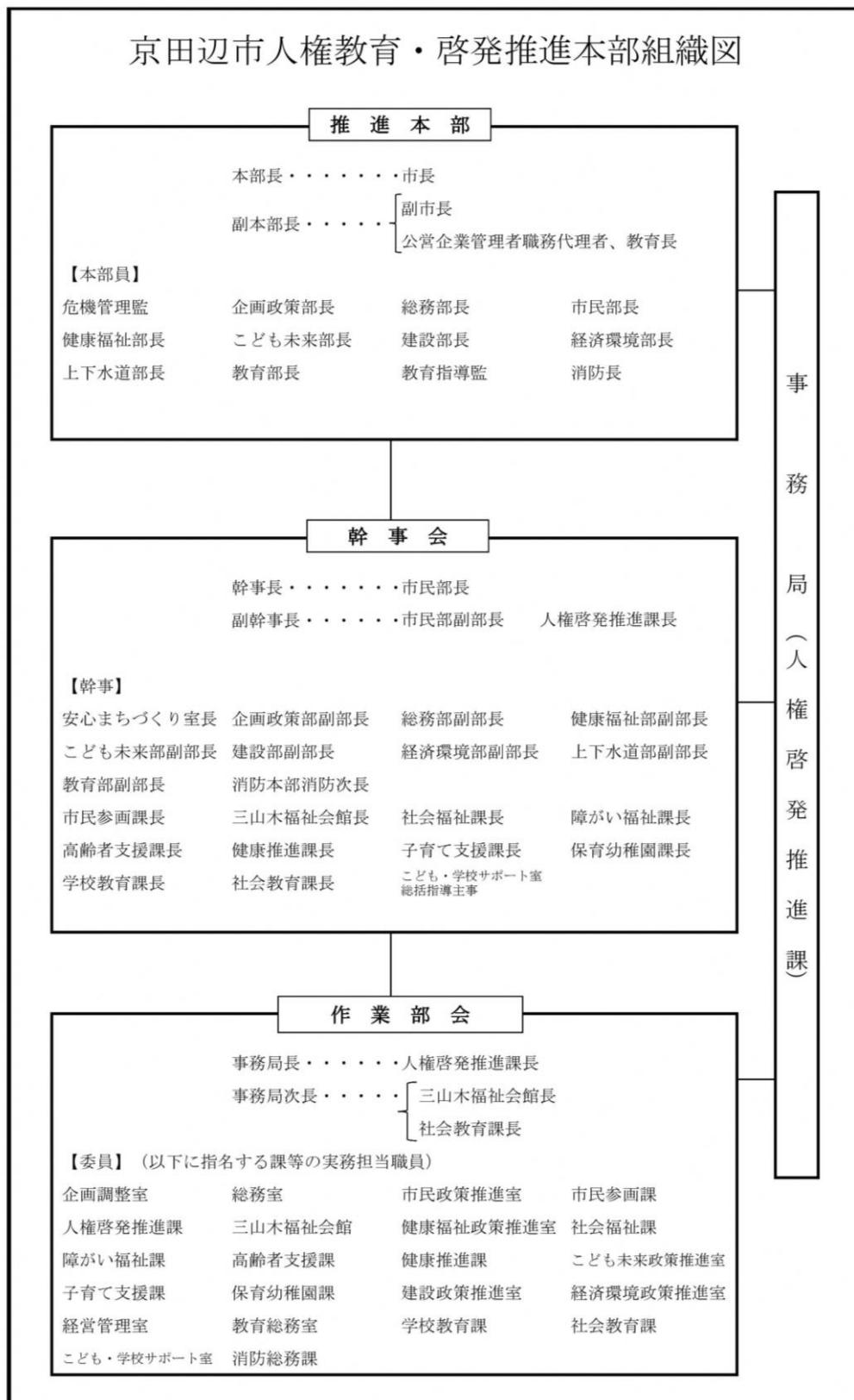
第7条 推進本部の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(以下、附則略)

(2) 京田辺市人権教育・啓発推進本部の組織図



用語解説

◇P 1

1 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほかに経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

2 国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会権規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年(平成元年)11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年(平成6年)4月に批准している。

4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約／女子差別撤廃条約)

1979年(昭和54年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年(昭和60年)6月に批准している。

5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

1965年(昭和40年)12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年(平成7年)12月に批准している。

6 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」

2006年(平成18年)12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを

目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

7 人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。我が国は、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

8 人権教育のための世界計画

2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年（平成16年）末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

9 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓うもの。

10 ビジネスと人権に関する指導原則

ビジネスと人権に関する指導原則は、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が策定し、2011年（平成23年）に国連人権理事会により決議された。その目的は、2008年（平成20年）に同じくジョン・ラギー氏が、多国籍企業のビジネスと人権に関する基準と慣行を強化するために策定した「保護、尊重及び救済の枠組（ラギーフレームワーク）」を実行に移すことである。同原則は、31の原則により成り立ち、企業が取り組むべき具体的なプロセスである人権デュー・デリジェンスの手順も記されている。

◇P2

11 多国籍企業行動指針

多国籍企業が世界経済の発展に重要な役割を果たすことを踏まえ、それら企業に期待される責任ある行動について、OECDが取りまとめたガイドライン。

法的な拘束力はないが、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

¹² 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言

社会政策と包摂的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業（多国籍企業及び国内企業）に直接の指針を示した文書。賃金や社会保障、強制労働の禁止、救済へのアクセス及び被害者への補償などの課題に対応するための原則が強化されている。

¹³ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。「人権教育・啓発推進法」とも呼ばれる。

¹⁴ 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

◇P3

¹⁵ SNS

Social Networking Service の略称で、インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

¹⁶ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）

2024年（令和6年）5月に公布された、インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようとするための法律。

¹⁷ 人工知能（AI）

Artificial Intelligence の略称で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった概念。近年はテキスト、画像、音声などを自律的に生成できる「生成AI」が急速に普及している。

¹⁸ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

外国人との共生社会の実現に向けて「安全・安心な社会」「多様性に富んだ活

力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の3つのビジョンを示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップ。

◇P 4

¹⁹ 人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。英国のリンダ・グラットン教授が著書「LIFE SHIFT（ライフ・シフト）」で提唱したのをきっかけに、長寿時代に向けて従来の社会制度や人生設計を見直そうという動きが広まった。

²⁰ 同和対策事業特別措置法（同対法）

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

²¹ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定する法律。

²² 人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、京都府が1999年（平成11年）3月に、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定した計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取組を推進。

²³ 新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取組を進めるための基本的指針として、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

²⁴ 世界人権宣言75周年京都アピール

2023年（令和5年）12月に開催された「世界人権宣言75周年記念 京都ヒューマンフェスタ2023」において、京都府知事、京都市長、京都地方法務局長、公益財団法人世界人権問題研究センター理事長の4者により、世界人権宣言の精神と意義を再確認するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

◇P 5

25 京都府人権尊重の共生社会づくり条例

2025年（令和7年）4月より施行された、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、すべての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりに資するため、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた条例。

26 京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画

「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、2026年（令和8年）3月に策定された（予定）、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。

27 人権教育のための国連10年京田辺市行動計画

2001年（平成13年）に、あらゆる人々が、あらゆる機会に、人権教育に参加することにより、人権という普遍的文化を京田辺市において構築することを目標に策定。2004年（平成16年）末で期間満了となった。

◇P 6

28 山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）

2009年（平成21年）に山城地区における「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」を図るために、広報啓発事業、就業促進事業等を行う事を目的に府南部15市町村の行政及び賛同する企業等で結成された。

29 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（施行は一部の附則を除き2016年（平成28年）4月1日）。

30 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

ヘイトスピーチの解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。

31 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増

進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として制定された法律。

³² こども基本法

日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

³³ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として制定された法律。

³⁴ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定め、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会を実現することを目的として制定された法律。

◇P 16

³⁵ ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方とは、1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも利用できるように作られていて、簡単に手に入れることができる（公平性）、②使う人の様々な好みや能力に合う（自由度）、③使い方が簡単にわかる（単純性）、④必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）、⑤ミスや間違った行動が、危険や思わぬ結果につながらない（安全性）、⑥少ない力で効率的に、楽に使うことができる（省体力性）、⑦アクセスしやすく、簡単に操作できるスペースや大きさにする（空間の確保）。

³⁶ ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団も

しくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。

日本では、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、この法律では、ヘイトスピーチを「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と規定している。こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

◇P 18

³⁷ 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

³⁸ 地域改善対策協議会

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

◇P 24

³⁹ 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

⁴⁰ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

1986年（昭和61年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。2007年（平成19年）の法改正では、男性への差別も禁止されるようになった。

⁴¹ 男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

⁴² 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

2015年（平成27年）9月施行。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律。2016年（平成28年）4月から、労働者301人以上の事業所は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務づけられる。

⁴³ セクシュアル・ハラスメント

京田辺市男女共同参画推進条例では、性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）では、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることと定義している。

⁴⁴ 京都府男女共同参画推進条例

2004年（平成16年）4月1日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された条例。

⁴⁵ KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が1999年（平成11年）に制定され、翌年の2000年（平成12年）末には国の男女共同参画基本計画が策定された。同法に基づき国の基本計画を勘案した都道府県男女

共同参画計画として、2001年（平成13年）に2010年（平成22年）度までを計画期間とする新KYOのあけぼのプラン—京都府男女共同参画計画一が、2011年（平成23年）にはKYOのあけぼのプラン（第3次）—京都府男女共同参画計画一が、2021年（令和3年）には、KYOのあけぼのプラン（第4次）—京都府男女共同参画計画一が策定された。

⁴⁶ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現を目指すために策定された計画。

⁴⁷ 京田辺市男女共同参画推進条例

2010年（平成22年）10月施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会活動選択における制度・慣行の中立化、③方針の立案及び意思決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動との両立、⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重、⑥国際的協調）を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定。

◇P25

⁴⁸ 第3次京田辺市男女共同参画計画

2002年（平成14年）から2010年（平成22年）までを目標年度とし、一人ひとりの人権が尊重され男女が家庭、地域、学校、職場等あらゆる場でともに協力し、責任を担うとともに、性別にかかわりなく、あらゆる分野でその個性と能力を發揮し、ともに輝いていける男女共同参画社会の実現を目指して取り組む施策の行動指針として策定した京田辺市男女共同参画計画の終了に伴い、2011年（平成23年）には第2次京田辺市男女共同参画計画を、2021年（令和3年）には第3次京田辺市男女共同参画計画を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくこととした。

⁴⁹ パワー・ハラスメント

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）では、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素をすべて満たすものと定義している。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

◇P 29

50 ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

◇P 30

51 次世代育成支援対策推進法（次世代法）

少子化対策の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備することを目的として制定された法律。2005年（平成17年）に施行された10年間の時限立法だが、2024年（令和6年）の改正により、2035年（令和17年）3月31日まで延長された。

52 子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法に基づく制度（2015年（平成27年）4月施行）。

53 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

54 いじめ防止対策推進法（いじめ防止法）

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

55 こども大綱

これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

56 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける法律。

◇P 31

57 京都府こども計画

京都府の子育て関係諸計画の指針となる「京都府子育て環境日本一推進戦略」の内容と整合を図りつつ、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」、「京都府子どもの貧困対策推進計画」、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、「こども基本法」第10条第1項に基づく都道府県こども計画として位置付けた計画。

58 京田辺市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、市・学校・地域社会・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された方針。

59 京田辺市こども計画

「こども基本法」第10条第2項に基づく、京田辺市における市町村こども計画。こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指し、これまでの支援事業を継続しながら、総合的な支援を進めていくことを目的としている。

60 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に設置・運営する組織。2004年度（平成16年度）に改正された児童福祉法において法定化された。関係機関の連携による要保護児童等の早期発見・早期対応、関係機関の相互理解等の促進が図られている。

◇P 34

61 フィルタリングサービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

62 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律。2014年（平成26年）の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

◇P 35

63 京都府高齢者保健福祉計画

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）が計画期間となる第10次計画を2024年（令和6年）3月に策定。団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

64 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

65 京田辺市高齢者保健福祉計画

社会全体で高齢者を支える体制づくりのため、基本理念である「普遍性」、「統合性」、「協働性」の実現を目指して2000年（平成12年）3月に策定し、3年ごとに見直しを行ない、計画を策定している。

66 認知症施策推進基本計画

認知症基本法に基づいて政府が策定する、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画。

67 新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

◇P 40

68 国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

69 障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

70 障害者基本計画

「障害者基本法」に基づいて策定される、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者のための施策に關

する基本的な計画。

⁷¹ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）

精神障がい者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として制定された法律。

⁷² 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015年（平成27年）4月施行。障がいのある人もない人も、すべての府民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定された条例。

条例では「障害者」の定義について、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定している。

⁷³ 京都府障害者・障害児総合計画

令和6年度から令和11年度までに、重点的に実施すべき施策の方向を定め、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制の確保の方策や計画的な整備を図るために策定した計画。

◇P 41

⁷⁴ 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようになると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生まれ出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

⁷⁵ ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

◇P 44

⁷⁶ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012年（平成24年）10月施行。障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

◇P 46

⁷⁷ 出入国管理及び難民認定法（入管法）

本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とした法律。

⁷⁸ 外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（育成労法）

育成労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とした法律。

⁷⁹ 明日の国際交流推進プラン

京都府では、グローバル化の進展や世界的規模の景気低迷など国際的な社会・経済情勢が大きく変化している中で、グローバルな課題に対応した京都府の国際交流を進めるため、「京都の持つ強み」や「京都ならではの特色」を活かした、京都府の新たな国際交流戦略を検討し、2009年（平成21年）12月にアクションプランが策定された。

⁸⁰ 公益財団法人京都府国際センター

1996年（平成8年）、「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

◇P 51

⁸¹ エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働くなく（不全）なり発症する様々な病気（症候群）の総称。

⁸² HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻

薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

⁸³ 世界保健機関（WHO）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

⁸⁴ 世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOが、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

⁸⁵ ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

⁸⁶ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病等補償法）

ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定める法律。

⁸⁷ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題解決促進法）

2009年（平成21年）4月施行。ハンセン病問題の解決の促進に関して、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決促進に関して必要な事項が定められた。

⁸⁸ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病家族補償法）

ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定める法律。

⁸⁹ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

2013年（平成25年）4月に施行。障害者自立支援法の法改正の形で成立。法律の基本理念として、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活の支援が、総合的かつ計画的に行われることが新たに掲げられるととも

に、障がい者の範囲に難病等が加えられた。

90 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）

2015年（平成27年）1月施行。難病の患者に対する医療費助成に消費税などの財源が充てられることとなるなど、安定的な医療費助成の制度が確立するほか、難病の発症の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進し、療養生活環境整備事業の実施等の措置なども定められた。

91 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律。

92 新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型インフルエンザ特措法）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした法律。

◇P 52

93 新型インフルエンザ等対策政府行動計画

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として政府が策定する計画。

◇P 55

94 犯罪被害者等基本法

犯罪による被害者への支援体制を整えるための法律。2004年（平成16年）12月に成立。被害者の権利を明文化し、支援することを国や地方公共団体、国民の責務と位置づけたことが特徴。支援の対象は、捜査当局に立件された犯罪の被害者や遺族だけでなく、ストーカー行為やDVなど、犯罪に準ずる行為で心身に被害を受けたケースも含まれる。

95 京都府犯罪被害者等支援条例

犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、犯罪被害からの回復や生活の再建を図るとともに、社会全体で犯罪被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して制定された条例。

⁹⁶ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにそのご家族及び遺族（以下、「被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として、1998年（平成10年）5月に任意団体として設立された。2003年（平成15年）10月には犯罪被害者等早期支援団体として京都府公安委員会の指定を受け、2011年（平成23年）4月に公益社団法人となる。

⁹⁷ 犯罪被害者週間

2003年（平成15年）に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」とし、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とすることとされた。

⁹⁸ 京田辺市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的として策定した条例。犯罪被害者等基本法に基づき、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、市民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

◇P 58

⁹⁹ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA（サラ）

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

¹⁰⁰ 直接的支援

裁判の傍聴付添や代理傍聴、検察庁や弁護士事務所等への付添などのこと。

◇P 59

¹⁰¹ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）

2004年（平成16年）7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を

永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

¹⁰² カミングアウト

自分の大切な情報を誰かに打ち明けることであり、性的少数者が自らの性のあり様を打ち明ける言葉としても使用される。

◇P 64

¹⁰³ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくともよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からぬ場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。2024年（令和6年）に「情報流通プラットフォーム対処法」へと改正。

¹⁰⁴ インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ

SNS上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっている状況を踏まえて総務省が公表した政策パッケージ。「ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動」「プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上」「発信者情報開示に関する取組」「相談対応の充実に向けた連携と体制整備」の4つの政策からなる。

◇P 68

¹⁰⁵ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）

2019年（平成31年）施行。先住民族への配慮を求める国内外の要請等により、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等の施策の推進を定めた法律。

◇P 69

¹⁰⁶ 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつ

て国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

¹⁰⁷ 綴喜地区更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うため、京田辺市内に設置された。企画調整保護司が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。

¹⁰⁸ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）

2006年（平成18年）6月施行。北朝鮮当局による拉致をはじめとする人権侵害問題の解決について政府及び地方公共団体の責務を定めるとともに、政府に対し、啓発の実施、年次報告の提出と公表、国際連携の強化、人権侵害状況が改善されない場合における抑止のために措置を講ずることを定めている。

◇P70

¹⁰⁹ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）

2002年（平成14年）8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、10年間の期限法であった法の期限は、2027年（令和9年）まで延長されている。

¹¹⁰ 生活困窮者自立支援法

2015年（平成27年）4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当を支給する「住居確保給付金」等を実施。

¹¹¹ 婚外子（非嫡出子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子（非嫡出子）に対する差別を禁止している。

◇P72

¹¹² 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共

団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定された法律。

◇P74

¹¹³ 事前登録型本人通知制度

個人情報が記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、その交付の事実を知らせる制度。

¹¹⁴ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年（平成19年）12月に策定。

¹¹⁵ マタニティ・ハラスメント

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）では、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることと定義している。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しない。

¹¹⁶ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）

労働に関して必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにして、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的・社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的として制定された法律。

◇P75

¹¹⁷ カスタマーハラスメント

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為のこと。

◇P 77

¹¹⁸ **自殺対策基本法（自殺対策法）**

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指して策定された計画。

¹¹⁹ **京田辺市“生きる”支援計画—京田辺市自殺対策計画—**

「すべての市民の“いのち”を大切にするまち京田辺」を基本理念として、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活していくための事業を自殺対策＝「生きる支援」の取組として推進していくための計画。2024年（令和6年）3月に第2期計画を策定しており、本計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間である。

◇P 82

¹²⁰ **保育所保育指針**

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの。2023年（令和5年）4月1日付で所管省庁が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたため、次期指針は、こども家庭庁より告示される予定となっている。

¹²¹ **幼稚園教育要領**

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準を定めたもの。

◇P 84

¹²² **学習指導要領**

文部科学省が告示する、小・中・高等学校、特別支援学校の教育課程の基準を定めたもの。教科書編集の基準にもなる。

¹²³ **京都府教育振興プラン**

教育基本法第17条第2項に基づき、京都府教育委員会において、2011年（平成23年）に策定された教育の振興に関する基本計画。2021年（令和3年）には、第2期となる基本計画が策定された（計画期間は2030年度（令和12年度）までの10年間）。

¹²⁴ **学校教育の重点**

京都府教育委員会で、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において重点的に取り組むべき事項を示すものとして、社会状況や新たな課題などを踏まえ毎年策定されている。

¹²⁵ **京田辺市教育の方針**

京田辺市教育委員会で、子ども達の豊富な社会体験を通した人間形成と、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、地域に即した教育活動の創造と活性化のための指針として、毎年定めている。

◇P 87

¹²⁶ **人権の花運動**

法務省と全国人権擁護委員連合会が、主に小学生を対象として実施する啓発運動。1982年度（昭和57年度）から実施している。学校に配布した花の種子や球根などを、子ども達が協力して育てることにより、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心をはぐくみ、優しさと思いやりの心を体得することを目的としている。

◇P 92

¹²⁷ **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、妊娠婦の子育てや妊娠中の相談・支援等を行う。

◇P 95

¹²⁸ **人権強調月間**

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

¹²⁹ **人権週間**

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

◇P 96

¹³⁰ **人権擁護委員**

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による

被害者の救済をしたり、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

◇P97

131 京都人権啓発推進会議

同和問題（部落差別）などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年（昭和59年）に設立。

132 京都人権啓発行政連絡協議会

1976年（昭和51年）に部落地名総監事件を契機に企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998年（平成10年）に京都府内を行政区域とする京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の9団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動を行っている。

133 京都府人権啓発活動ネットワーク協議会

国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発活動を行っている機関、団体等が、相互に連携・協力して、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置。人権の花運動等の啓発活動を行う。京都ネットワーク協議会は、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会の6団体。1999年（平成11年）設立。府内に3つの地域ネットワーク協議会がある。